

# 令和3年第4回（9月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和3年9月7日（火曜日）

## 議事日程 第1号

令和3年9月7日（火曜日）午前9時開議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 議長諸報告   |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表  |
| 日程第 5 | 発議第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について   |
| 日程第 6 | 選挙第 1号 みなかみ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について   |
| 日程第 7 | 報告第14号 令和2年度決算の基づく健全化判断比率・資金不足比率について  |
| 日程第 8 | 報告第15号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について<br>報告第16号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について<br>報告第17号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について                  |
| 日程第 9 | 承認第 6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について   |
| 日程第10 | 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  |
| 日程第11 | 議案第37号 令和3年度消防ポンプ自動車購入契約の締結について<br>議案第38号 令和3年度消防小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について   |
| 日程第12 | 議案第39号 令和2年度（繰越）みなかみ町立月夜野中学校屋内運動場（柔剣道場）天井等改修工事請負契約の締結について   |
| 日程第13 | 議案第40号 令和2年度（繰越）みなかみ町中央公民館エレベーター設置工事請負契約の締結について   |
| 日程第14 | 議案第41号 令和2年度道路メンテナンス補助事業町道栗沢西線藤原湖大橋橋梁補修工事請負変更契約の締結について<br>議案第42号 令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原栗沢線藤原湖大橋橋梁補修工事請負変更契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第43号 令和3年度町道悪戸矢瀬線道路防護網設置工事の建設工事請負契約の締結について<br>議案第44号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業町道悪戸矢瀬線道路改良工事の建設工事請負契約の締結について            |
| 日程第16 | 議案第45号 みなかみ町過疎地域持続的発展計画の策定について  |
| 日程第17 | 議案第46号 みなかみ町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定について  |

- 日程第18 議案第47号 みなかみ町立保育園条例を廃止する条例について
- 日程第19 議案第48号 みなかみ町農産物直売所条例を廃止する条例について
- 日程第20 議案第49号 町道路線認定について
- 日程第21 認定第1号 令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和2年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 令和2年度みなかみ町下水道事業会計決算認定について
- 日程第22 議案第50号 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について  
議案第51号 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
議案第52号 令和3年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 一般質問
- ◇ 窪田金嘉 君 . . . 1. 一般質問3年間を検証その1
  - ◇ 鈴木美香 君 . . . 1. 不要な看板撤去費補助で、町の景観を守り、活性化を  
2. 街灯の増設で安心できる町づくりを  
3. 町境にユネスコエコパークのPR看板で意識の向上を
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	中島信義君
13番	阿部賢一君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	山田庄一君		

欠席議員 なし

## 会議録署名議員

8番	高橋久美子君	11番	石坂武君
----	--------	-----	------

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	桑原孝治	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

## 説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	佐藤富士夫君	町民福祉課長	中島修一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君	代表監査委員	澁谷正誼君

開 会

午前9時 開会

議 長（山田庄一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発言時を含め、常時マスクの着用をお願いいたします。なお、アクリル板設置場所に限りマスクを外しての発言を認めます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和3年第4回9月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（山田庄一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月定例議会を招集したところ、議員各位におかれましてはご参集を賜り、厚く感謝を申し上げます。

また、今定例会には令和2年度決算認定が審議されることから、澁谷代表監査委員にご出席をいただいております。大変ありがとうございます。

9月に入り、朝晩は過ごしやすい季節になり、稲穂も黄金色に輝き、リンゴは色づき始め、秋のみなかみらしい田園風景が見られる時期となりました。

さて、新型コロナウイルス感染症については、8月20日から群馬県にも緊急事態宣言が発令され、新規感染者数が高数値を続けております。そのような状況下ですが、小・中学校の夏休みも終わり、8月20日から2学期が始まりました。全国的にも子供たちへの感染が増加をしております。デルタ株が主流となり、感染予防の徹底に努めなければなりません。

町のワクチン接種は、9月5日現在で1回目の接種率が82.9%、2回目の接種率が77%となっております。65歳以上の高齢者と比較すると、64歳以下の若い人の接種率は低い傾向にあります。2回接種の有効性は90%以上とされておりますので、引き続き多くの町民の皆さんに接種をお願いいたします。ワクチン接種にご尽力いただいております医療関係者をはじめ、ご協力いただいた皆さんに感謝を申し上げます。

次に、町内の観光入り込み客数ですが、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年363万人に対して令和2年は223万人で、前年対比61%減少しております。今年の1

月から6月までの見込みでは100万3,000人で、令和元年同時期と比較すると51.3%、マイナス48.7%と大きく落ち込んでおります。観光消費額も同様に、マイナス56.3%と大きな影響が出ております。町民の皆さんには外出の自粛要請、事業者には時短要請などをお願いしております。一日も早い収束に向けて、引き続きご協力をお願いいたします。

また、これから台風のシーズンを迎えますが、被害をもたらすような豪雨、暴風雨などが心配をされます。日頃から避難所、避難経路の確認、用水路の見回りなど気に留めて、災害に備えていただきたいと思います。

さて、今議会に提案いたします案件は、報告が4件、承認1件、諮問1件、条例3件、その他10件、認定6件、補正予算3件であります。後ほど説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

## 開 議

議 長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（山田庄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

8番 高 橋 久美子 君

11番 石 坂 武 君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議 長（山田庄一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日9月7日より、9月17日までの11日間としたい考え方であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9月7日より9月17日までの11日間と決定いたしました。

### 日程第3 議長諸報告

議長（山田庄一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、多くの行事が中止や延期となりました。

このような中で、7月4日には谷川岳山開きが開催され、出席いたしました。

7月8日には、2021年原水爆禁止国民平和進行及び核兵器廃絶運動が行われ、参加いたしました。

7月12日には、定例利根郡議長会及び利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議員協議会が開催され、20日には利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会定例会及び利根沼田学校組合議会議員協議会が開催され、出席いたしました。

7月27日には、利根沼田地区の高等学校の在り方に関する懇談会が開催され、出席いたしました。

7月29日には、2021年非核平和行進群馬県実行委員会より、核も戦争もない平和な21世紀を築くための要請を受けました。

8月4日には、民生委員児童委員協議会総会が開催され、11日には、上毛高原駅駅名変更に関する準備会が開催され、出席いたしました。

8月23日には、利根地方総合開発協会理事代表幹事合同会議、定例利根郡議長会及び利根沼田学校組合議会定例会が開催され、出席いたしました。

その他日程は、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして議長諸報告といたします。

---

### 日程第4 請願・陳情文書表

議長（山田庄一君） 日程第4、請願・陳情文書表を議題といたします。

今期定例会における請願・陳情は、お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

---

〔巻末 参考資料〕

---

議長（山田庄一君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

---

### 日程第5 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の

## 提出について

議長（山田庄一君） 日程第5、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

中島信義君より提案理由の説明を求めます。

中島信義君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） それでは、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを提案させていただきます。

発議第2号についてご説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。コロナ禍で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

このため、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税財源の充実を求める意見書の提出を行うものであります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

なお、この提案に対しての賛成者は茂木議員、鈴木美香議員、阿部清議員、この中でただいま中島が提案説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて発議第2号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

## 日程第6 選挙第1号 みなかみ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（山田庄一君） 日程第6、選挙第1号、みなかみ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、みなかみ町月夜野2875番地高橋一幸君、みなかみ町谷川273番地田村吉廣君、みなかみ町下牧535番地高橋孝一君、みなかみ町須川1番地本多剛君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました高橋一幸君、田村吉廣君、高橋孝一君、本多剛君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高橋一幸君、田村吉廣君、高橋孝一君、本多剛君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、みなかみ町鹿野沢157番地1三池義守君、みなかみ町月夜野甲543番地高橋和秀君、みなかみ町下津197番地山岸正幸君、みなかみ町新巻1428番地片野清明君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました三池義守君、高橋和秀君、山岸正幸君、片野清明君を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました三池義守君、高橋和秀君、山岸正幸君、片野清明君が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。



ただいま当選されました選挙管理委員及び補充員に対しましては、会議規則第33条第2項の規定により、議長より告知いたします。

---

議長（山田庄一君） 暫時休憩いたします。  
休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 日程第7 報告第14号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

議長（山田庄一君） 日程第7、報告第14号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてを議題といたします。  
町長より、報告の説明を求めます。  
町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、監査委員の意見書をつけて報告するものです。

健全化判断比率は、実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標から成っており、いずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を定めなければなりません。

令和2年度決算に基づく町の健全化判断比率につきましては、いずれも基準を下回る数値となっております。

次に、4つの指標について順次説明いたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないため数値が計上されません。

実質公債費比率につきましては、11.5%で早期健全化基準の25.0%を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来負担が見込まれる額よりもその額に充当が可能な財源のほうが大きく、算定値がマイナスとなるため数値が計上されません。

続いて、公営企業会計に係る資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率は、公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合で、経営健全化基準の20.0%を超える場合には経営健全化計画を定めることとなります。令和2年度決算に基づく町の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計のいずれも資金不足ではないため、数値が計上されません。

以上で健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

議長（山田庄一君） 以上で報告第14号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についての報告を終わります。

---

- 日程第8 報告第15号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について  
報告第16号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について  
報告第17号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について

議長（山田庄一君） 日程第8、報告第15号、株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告についてから報告第17号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第15号から第17号まで一括して報告申し上げます。

町が2分の1以上出資している法人である株式会社猿ヶ京温泉夢未来、株式会社水の故郷及び株式会社月夜野振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

令和2年度のそれぞれの経営状況は、株式会社猿ヶ京温泉夢未来は、当期純利益がマイナス1,133万7,329円で、前年度に比べ1,344万6,864円の減額となりました。

次に、株式会社水の故郷は、当期純利益が436万439円で、前年度に比べ239万9,655円の増額となりました。

最後に、株式会社月夜野振興公社は、当期純利益が232万2,105円で、前年度に比べ90万1,316円の減額となりました。

以上で経営状況の報告とさせていただきます。

議長（山田庄一君） 以上で報告第15号、株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告についてから報告第17号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまで、以上3件の報告を終わります。

- 
- 日程第9 承認第6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（山田庄一君） 日程第9、承認第6号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 承認第6号についてご説明申し上げます。

本損害賠償事案は、公用車による事故を原因とする物損事故及び人身事故の損害賠償でございます。

令和3年7月7日午後1時17分頃、公務のため公用車を運転中、県道沼田水上線からみなかみ町役場本庁舎駐車場に右折進入した際、右前ビラーが死角となり、誤って停車中の損害賠償相手が運転する乗用車に衝突させてしまったものであります。

損害賠償の額は、相手の方の乗用車を破損させてしまった物損事故分の31万2,497円と、事故後に被害者が首に違和感があり、診療を受けた諸費用1万3,796円が人身事故分としての損害賠償額であります。

なお、人身事故分につきましても、その後の通院等はなく、示談が成立しておりますことを併せて報告させていただきます。

本事案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年8月24日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 町長の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第6号について質疑はありますか。

12番中島信義君。

12番（中島信義君） 今回の専決処分、これは相手方に対してこういった金額が出ております。

相手方にこれだけの損害を与えたということだと、多分自車も相当傷んでおるということと、それと公用車の運転手、また同乗者、そういったところの被害があったのかどうかも含めてお願いいたします。

議長（山田庄一君） 総務課長。

（総務課長 杉木隆司君登壇）

総務課長（杉木隆司君） お答えいたします。

まず、公用車の事故の修理代といたしまして、54万4,000円ほどかかっております。

また、公用車を運転した職員には、同乗者もいなかったということで、運転した職員については人身的な被害はございませんでした。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて承認第6号の質疑を終結いたします。

議長（山田庄一君） これより承認第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて承認第6号の討論を終結いたします。

承認第6号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

---

日程第10 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長(山田庄一君) 日程第10、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 諮問第4号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として平成28年1月よりご活躍いただいておりますみなかみ町後閑1580番地1の石坂和利さんが令和3年12月31日をもって任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員候補者の推薦依頼が来ております。

つきましては、人格・識見に優れ、人権擁護委員として適任者であります同氏を引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よって、適任とのご意見をいただきたく、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

諮問第4号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて諮問第4号の質疑を終結いたします。

これより諮問第4号について、提案理由のとおり適任との意見とすることに対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて諮問第4号の討論を終結いたします。

諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は提案理由のとおり適任との意見とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任との意見に決定されました。

---

日程第11 議案第37号 令和3年度消防ポンプ自動車購入契約の締結について

議案第38号 令和3年度消防小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

議長(山田庄一君) 日程第11、議案第37号、令和3年度消防ポンプ自動車購入契約の締結について及び議案第38号、令和3年度消防小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第37号から議案第38号について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第37号でございますが、本件は第6分団湯原地区に配備予定の消防ポンプ自動車1台の購入契約を締結するものであります。

令和3年7月1日に指名競争入札を行った結果、契約金額2,332万円で群馬県高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社代表取締役温井勲雄を契約の相手方として物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第38号についてご説明申し上げます。

本件は、第7分団相俣地区に配備予定の消防小型動力ポンプ付積載車1台の購入契約を締結するものであります。

令和3年7月1日に指名競争入札を行った結果、契約金額1,386万円で群馬県高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社代表取締役温井勲雄を契約の相手方として物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第37号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。

次に、議案第38号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。

---

議長（山田庄一君） これより議案第37号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。

議案第37号、令和3年度消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、令和3年度消防ポンプ自動車購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

議長（山田庄一君） これより議案第38号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、令和3年度消防小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、令和3年度消防小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第39号 令和2年度（繰越）みなかみ町立月夜野中学校屋内運動場（柔剣道場）天井等改修工事請負契約の締結について

議長（山田庄一君） 日程第12、議案第39号、令和2年度（繰越）みなかみ町立月夜野中学校屋内運動場（柔剣道場）天井等改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第39号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年度(繰越)みなかみ町立月夜野中学校屋内運動場(柔剣道場)天井等改修工事の工事請負契約を締結するものであります。

8月23日、条件付一般競争入札に付し、契約金額5,192万円で利根郡みなかみ町後閑84番地の3、増田建設株式会社代表取締役社長増田安永を契約の相手方として建設工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第39号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。

---

議長(山田庄一君) これより議案第39号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、令和2年度(繰越)みなかみ町立月夜野中学校屋内運動場(柔剣道場)天井等改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号、令和2年度(繰越)みなかみ町立月夜野中学校屋内運動場(柔剣道場)天井等改修工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第40号 令和2年度(繰越)みなかみ町中央公民館エレベーター設置工事請負契約の締結について

議長(山田庄一君) 日程第13、議案第40号、令和2年度(繰越)みなかみ町中央公民館エレベーター設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長（鬼頭春二君） 議案第40号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年度（繰越）みなかみ町中央公民館エレベーター設置工事の工事請負契約を締結するものであります。

8月23日、条件付一般競争入札に付し、契約金額7,150万円で利根郡みなかみ町湯原45番地、須田建設株式会社代表取締役須田高幸を契約の相手方として建設工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第40号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第40号の質疑を終結いたします。

---

議 長（山田庄一君） これより議案第40号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第40号の討論を終結いたします。

議案第40号、令和2年度（繰越）みなかみ町中央公民館エレベーター設置工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号、令和2年度（繰越）みなかみ町中央公民館エレベーター設置工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第41号 令和2年度道路メンテナンス補助事業町道粟沢西線藤原湖大橋橋梁補修工事請負変更契約の締結について

議案第42号 令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原粟沢線藤原湖大橋橋梁補修工事請負変更契約の締結について

議 長（山田庄一君） 日程第14、議案第41号、令和2年度道路メンテナンス補助事業町道粟沢西線藤原湖大橋橋梁補修工事請負変更契約の締結について及び議案第42号、令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原粟沢線藤原湖大橋橋梁補修工事請負変更契約の締結についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。



町長鬼頭春二君。

町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第41号から議案第42号につきまして、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

本事業につきましては、令和2年度から令和3年度における継続工事であり、藤原湖大橋の橋梁補修工事の請負変更契約を締結するものであります。

当工事において、足場を架設し現場を精査したところ、平成27年度の点検時から大幅に上回るクラック等の劣化箇所が判明し、修繕箇所の増工となりました。

補修すべき箇所が大幅に増工となった原因につきましては、当時の点検調査の時点では補修を行う基準に満たなかった箇所が、時間の経過等により劣化が進行したものであると思われま

す。議案第41号につきましては、1,666万5,000円を増額し、契約金額を1億686万5,000円とし、変更契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号につきましては、1,108万8,000円を増額し、契約金額を1億6,288万8,000円とし、変更契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第41号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第41号の質疑を終結いたします。

次に、議案第42号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第42号の質疑を終結いたします。

議長(山田庄一君) これより議案第41号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、令和2年度道路メンテナンス補助事業町道栗沢西線藤原湖大橋橋梁補修工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号、令和2年度道路メンテナンス補助事業町道粟沢西線藤原湖大橋橋梁補修工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

議長（山田庄一君） これより議案第42号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。

議案第42号、令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原粟沢線藤原湖大橋橋梁補修工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号、令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原粟沢線藤原湖大橋橋梁補修工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第43号 令和3年度町道悪戸矢瀬線道路防護網設置工事の建設工事請負契約の締結について

議案第44号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業町道悪戸矢瀬線道路改良工事の建設工事請負契約の締結について

議長（山田庄一君） 日程第15、議案第43号、令和3年度町道悪戸矢瀬線道路防護網設置工事の建設工事請負契約の締結について及び議案第44号、令和3年度社会資本整備総合交付金事業町道悪戸矢瀬線道路改良工事の建設工事請負契約の締結についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第43号から議案第44号まで、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第43号、町道悪戸矢瀬線道路防護網設置工事は施工延長111メートルで、工種はコンクリート柱8本、鋼管柱2本、防護網2,367.2平方メートルを行うものであります。

令和3年9月3日、条件付一般競争入札を行った結果、1億3,424万4,000円で須田・木内・山田特定建設工事共同企業体、代表者、みなかみ町湯原45番地、須田建設株式会社代表取締役須田高幸が落札いたしました。

次に、議案第44号についてご説明申し上げます。

町道悪戸矢瀬線道路改良工事は施工延長579メートルで、工種は舗装、側溝、歩車道境界ブロック、ガードフェンス、側道取付工事等の施工を行うものであります。

令和3年9月3日、条件付一般競争入札を行った結果、1億2,210万円で増田・桑原町道悪戸矢瀬線道路改良工事特定建設工事共同企業体、代表者、みなかみ町後閑84番地3、増田建設株式会社代表取締役社長増田安永が落札をいたしました。

以上2件において、それぞれ契約の相手方として建設工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第43号について、質疑はありませんか。

15番久保秀雄君。

15番（久保秀雄君） 現在のこの路線については、工事が今進行していると認識をしております。

そして、来年の4月にみなかみの統合中学校が開校すると、こういうスケジュールになっております。

町長はかねてより、来年の開校までにこの路線を開通させたいと、こういう意向を持っておりました。今、工事をしている、これから今また発注をするわけですけれども、このスケジュールについてどのような考え方をしているか教えていただきたいと思っております。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えいたします。

昨年度の工事につきましては、現在8割程度完了しており、現在ブロック積み等がちょっと手間を取っているんですけども、あと、盛土材につきましては相俣ダムさんのほうから頂く段取りになっておりまして、来年の4月までには何とか完了できるかなと思っておる次第であります。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

12番中島信義君。

12番（中島信義君） 今ご質疑を受けているのは43号ですよ。

議長（山田庄一君） そうです。

12番（中島信義君） 久保さんにあったのは44号だと思うんですけども、それはいいですけども。俺が間違っていたらごめんなさいですけども、43号の質疑を受けているということだもので。

議長（山田庄一君） 防護網も入っていますよ。

12番（中島信義君） 43号でいきますので、はい。

議長（山田庄一君） 43号で。

12番（中島信義君） 43号でいいですね。

議長（山田庄一君） はい。

12番(中島信義君) 確認です。

町長の説明の中で、長さは111メートルという防護網ということが出ましたけれども、高さについてはどのぐらいかちょっとお答えいただけると思うんですが、ネットの高さですか。

議長(山田庄一君) 地域整備課長。

(地域整備課長 林 昇君登壇)

地域整備課長(林 昇君) 現在設計で考えておりますのが、高いほうで25メートル、低いほうで15メートルになっております。

以上です。

議長(山田庄一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第43号の質疑を終結いたします。

次に、議案第44号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

---

議長(山田庄一君) これより議案第43号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。

議案第43号、令和3年度町道悪戸矢瀬線道路防護網設置工事の建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、令和3年度町道悪戸矢瀬線道路防護網設置工事の建設工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

議長(山田庄一君) これより議案第44号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。

議案第44号、令和3年度社会資本整備総合交付金事業町道悪戸矢瀬線道路改良工事の建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号、令和3年度社会資本整備総合交付金事業町道悪戸矢瀬線道路改良工事の建設工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第45号 みなかみ町過疎地域持続的発展計画の策定について

議長(山田庄一君) 日程第16、議案第45号、みなかみ町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第45号についてご説明申し上げます。

みなかみ町過疎地域持続的発展計画は、過疎地域自立促進特別措置法が令和2年度末で期限を迎え、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律として、10年間の時限立法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、本町は法第2条による過疎地域の要件を満たすことから、引き続き過疎対策事業債等の財政措置を受けるべく、法第8条の規定に基づく令和3年度から令和7年度までの5か年の地域計画を策定するものです。

これまでの間、平成22年4月施行の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律により本町が過疎地域に指定され、以来11年間、過疎地域自立促進計画に基づき、過疎対策事業債等の財政措置を受けてきたところです。

今般の計画策定に当たり、群馬県が定める持続的発展方針との整合を図る必要があります。先般、群馬県との協議が調いましたので、本議会へ提案するものであります。

新法における主な改正点により、人口に関する目標など地域の持続的発展のための基本目標の設定や減価償却の特例、及び地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の適用を受けるため、産業振興促進事項の記載が求められています。

また、施策区分に移住・定住、地域交流の促進と人材育成、再生可能エネルギーの利用の促進が新たに追加され、地域における情報化、子育て環境の確保が既存項目から細分化されたことにより旧法から3施策増え、12区分となりました。

これを受け、みなかみユネスコエコパークの理念と第2次総合計画、第2期まち・ひと・しごと総合戦略及びSDGs未来都市計画との整合を図りつつ、人材の確保及び育成、地域の特性や優位性を生かした産業の振興、雇用の場の創出、生活環境の整備、住民福祉の向上など誰もが安心して暮らせる環境を整え、本町の美しく豊かな自然を守り、生かし、広める取組を推進することで、持続可能な地域づくりの実現に向けて過疎対策事業債が最

大限に活用できるよう計画しております。

本計画を議決いただきました後は、国・県の財政支援を受けつつ、過疎対策事業債の計画的な活用を進めてまいります。

なお、社会的情勢の変化により事業の見直しや追加が生じた場合には、再度県と協議調整し、改めて議会の議決を経て計画の実効性を高めていく予定であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第45号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

---

議長（山田庄一君） これより議案第45号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、みなかみ町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、みなかみ町過疎地域持続的発展計画の策定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第46号 みなかみ町過疎対策のための町税（固定資本税）の課税の特例に関する 条例の制定について

議長（山田庄一君） 日程第17、議案第46号、みなかみ町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第46号についてご説明申し上げます。

本条例は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、代わりに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、現行の条例を廃止し、新たに条例の制定を行うものであります。

また、条例制定には産業振興促進事項を記載した計画の策定が必要であり、みなかみ町過疎地域持続的発展計画の策定に併せて行うものであります。

主な内容は、現行の条例を引き継ぐもので、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業もしくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者に対する固定資産税を、最初の3年間に限り申請により課税免除を行うものであります。

このことにより、引き続き当町における企業立地や投資の拡大を促し、持続可能な地域社会の形成を図ろうとするものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第46号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

議長（山田庄一君） これより議案第46号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、みなかみ町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、みなかみ町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第47号 みなかみ町立保育園条例を廃止する条例について

議長（山田庄一君） 日程第18、議案第47号、みなかみ町立保育園条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第47号についてご説明申し上げます。

みなかみ町には町立保育園が児童福祉法の規定に基づき設置されておりましたが、本町

では少子化の影響を踏まえ、幼保連携型認定こども園への移行及び民営化を進めており、こども園開園に伴い、保育園はそれぞれ閉園いたしました。

藤原地区にある第三保育園につきましては、平成26年度より休園となっておりますが、令和2年度末で廃止手続が終了し、全ての町立保育園が閉園したことから、条例及び関係規則の廃止を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第47号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

---

議長（山田庄一君） これより議案第47号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、みなかみ町立保育園条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、みなかみ町立保育園条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第48号 みなかみ町農産物直売所条例を廃止する条例について

議長（山田庄一君） 日程第19、議案第48号、みなかみ町農産物直売所条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第48号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、農林業の振興と地域の活性化を図るためみなかみ町農産物直売所百姓茶屋を設置し、管理運営をしてきましたが、平成22年度以降地元住民による利用が低迷したことから、用途変更手続を経て、鳥獣害対策資材保管庫として活用をしてきたところでございます。



今般、当該農産物直売所を普通財産化することで多方面での利活用を図るとともに地域活性化を推進するため、本条例を廃止するものでございます。

条例の廃止に当たっては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第48号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

議長（山田庄一君） これより議案第48号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案第48号、みなかみ町農産物直売所条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、みなかみ町農産物直売所条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第49号 町道路線認定について

議長（山田庄一君） 日程第20、議案第49号、町道路線認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第49号につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、群馬県とみなかみ町で事業推進を行っているみなかみ町かわまちづくり事業に関連した道路計画に基づき、新たに道路を整備したいため、2路線延長193メートルを認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第49号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

---

議長(山田庄一君) これより議案第49号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。

議案第49号、町道路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、町道路線認定については原案のとおり可決されました。

---

議長(山田庄一君) ここで暫時休憩いたします。再開を10時25分にします。

( 時 分 休憩)

---

(10時25分 再開)

議長(山田庄一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

- 日程第21 認定第1号 令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和2年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定について

議長(山田庄一君) 日程第21、認定第1号、令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 認定第1号から第6号まで一括して説明させていただきます。

最初に、認定第1号、令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額は167億5,796万1,475円、歳出総額は159億3,937万6,219円で、歳入歳出差引残額が8億1,858万5,256円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源額が4億4,327万3,000円でありますので、実質収支額は3億7,531万2,256円となっております。

歳入につきましては、町税が33億9,413万8,962円で、歳入の20.3%を占めております。その主なものは、町民税7億9,454万448円、固定資産税22億6,534万1,297円であります。地方譲与税は2億722万2,000円となり、そのうち、令和元年度に創設された森林環境譲与税は1,678万円であります。各種交付金は合計で5億1,304万4,900円であります。地方交付税では、普通交付税が46億5,336万6,000円、特別交付税が3億3,959万2,000円であります。

分担金及び負担金は6,772万4,424円で、学校給食費負担金3,632万9,721円等であります。使用料及び手数料は、町営住宅使用料、一般廃棄物収集処理手数料等で1億9,662万9,501円となっております。国庫支出金は32億1,907万8,709円で、特別定額給付金給付事業費補助金18億5,242万137円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億6,514万1,000円などにより各種新型コロナウイルス感染症対策を実施いたしました。その他は障害者自立支援給付費等負担金1億8,749万2,856円、児童手当負担金1億3,667万9,000円、子どものための教育・保育給付交付金1億5,048万6,710円等であります。

県支出金は7億8,275万5,836円で、障害者自立支援給付費等負担金9,374万6,427円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金5,560万1,399円、国民健康保険基盤安定負担金7,195万1,938円、福祉医療費補助金5,828万4,854円等であります。

寄附金は2億8,506万3,276円となり、主なものはふるさと寄附金2億7,998万9,151円であります。

繰入金は10億2,985万3,000円で、主なものは財政調整基金繰入金6億5,000万円であります。

町債は14億3,480万円で、主なものは過疎対策事業債が6億4,600万円、地方交付税で交付されるべきところを町債としている臨時財政対策債が3億3,640万円等であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款議会費は1億2,613万9,203円であります。

2款総務費は38億3,155万3,089円となり、主な内訳は総務管理費35億7,935万4,132円、徴税费1億5,280万4,878円であります。総務管理費の主なものは、特別定額給付金事業18億5,234万8,425円を含む一般管理費25億5,592万3,290円、財産管理費1億2,923万574円、企画費2億9,711万615円、地域振興費2億8,854万7,857円であります。

3款民生費は26億2,931万3,251円となり、主な内訳は社会福祉費17億3,190万4,763円、児童福祉費8億9,734万9,794円であります。社会福祉費

の主なものは、社会福祉総務費1億3,502万6,710円、福祉医療費1億2,197万579円、障害者福祉費5億1,711万9,341円、介護保険費4億4,376万2,266円、後期高齢者医療費4億1,062万8,613円であります。

また、児童福祉費は児童福祉総務費1億5,028万5,216円、児童措置費2億1,250万4,789円、保育等施設費5億2,798万3,546円等であります。

4款衛生費は11億921万783円となり、主な内訳は保健衛生費4億6,517万1,332円、清掃費5億8,893万6,116円等であります。

6款農林水産業費は6億643万7,129円となり、主な内訳は農業費4億6,496万9,390円、林業費1億4,146万7,739円であります。

7款商工費は10億1,267万5,850円となり、臨時特別商品券事業2億2,897万4,527円や特別持続化給付金事業1億9,210万24円など、新型コロナウイルス感染症対策事業を含む商工費5億2,950万6,162円と観光費4億8,316万9,688円あります。

8款土木費は15億4,183万4,123円となり、主な内訳は道路橋梁費7億4,306万2875円、都市計画費6億4,811万7,315円、住宅費1億2,649万5,674円等あります。道路橋梁費の主なものは、道路橋梁総務費1億209万7,712円、道路新設改良費1億5,986万8,469円、道路維持費1億4,703万281円、除雪費2億6,022万121円あります。

9款消防費は7億4,182万6,681円あります。

10款教育費は19億1,992万1,995円となり、主な内訳は教育総務費8億6,039万1,216円、高等学校費4億1,637万4,800円、社会教育費2億326万157円、学校給食費2億4,184万3,817円等あります。

11款災害復旧費は2億3,484万3,324円となり、昨年9月に発生した豪雨災害に伴うものであります。

12款公債費は21億6,951万5,238円となり、元金21億3,241万7,256円と利子3,709万7,980円あります。

以上、一般会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額22億7,962万6,665円、歳出総額21億3,127万5,012円、歳入歳出差引残額は1億4,835万1,653円となりました。

歳入につきましては、1款国民健康保険税が歳入総額の19.4%、3款県支出金が64.0%、6款繰越金が8.4%などとなっております。

歳出につきましては、大部分を2款保険給付費が占めており、歳出総額の66.9%であります。

以上、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第3号、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額3億180万2,182円、歳出総額は2億7,750万6,760円、歳入歳出差引残額は2,429万5,422円となりました。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料が歳入総額の58.6%を占め、続いて一般会計繰入金の28.8%などとなっております。

歳出につきましては、大部分を2款後期高齢者医療広域連合納付金が占めており、歳出総額の93.3%であります。

以上、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第4号、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額28億2,267万1721円、歳出総額は27億2,190万1,656円、歳入歳出差引残額は1億77万65円となりました。

歳入につきましては、1款介護保険料が歳入総額の17.2%、4款国庫支出金が25.0%、5款支払基金交付金が25.5%などとなっております。

歳出につきましては、大部分を2款保険給付費が占めており、歳出総額の95.2%であります。

以上、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第5号、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額は7億9,493万488円、歳出総額は7億5,902万7,053円で、歳入歳出差引残額は3,590万3,435円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源額は2,130万円ありますので、実質収支額は1,460万3,435円となっております。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料が歳入総額の30.8%、一般会計繰入金が50.6%、町債が9.6%などとなっております。

歳出につきましては、2款下水道事業費が歳出総額の34.4%、公債費が54.2%などとなっております。

以上、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第6号、水道事業会計についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入4億1,950万8,144円、支出3億9,070万9,522円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、収入5,995万6,739円、支出1億5,230万5,867円となっております。不足額9,234万9,128円は、過年度分損益勘定留保資金8,823万6,791円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額411万2,337円で補填をいたしました。

以上、水道事業会計となります。

認定第1号から第6号まで一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

**議長（山田庄一君）** 提案理由の説明が終了いたしました。

ここで、みなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員 澁谷正誼君。

澁谷君。

（代表監査委員 澁谷正誼君登壇）

代表監査委員（澁谷正誼君） 代表監査委員の澁谷でございます。

先ほど議長からご指名をいただきましたので、私のほうから令和2年度の決算審査意見書についてご報告をさせていただきます。

これにつきましては、次の1ページでございますように、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、去る7月19日から8月5日まで、実質11日間になりますけれども、各課のご協力をいただきながら監査をさせていただきました。その結果でございます。

なお、この1ページの右上にありますように、この意見書につきましては8月19日に鬼頭町長に提出をしてございます。

それでは、中身に入ります。

2ページから、第1の一般会計であります。まず、総説として、表が2つありますけれども、まず中ほどの1、財政収支の状況でございます。令和2年度の歳入総額は167億5,796万1,475円で、予算額に対しては87.75%、調定額に対しましては95.38%でございました。前年から見ますと約17%の増ということになったわけでありませう。

また、自主財源の約6割を町税が占めるわけでありませうけれども、33億9,413万8,962円となりまして、歳入全体に占める割合としては20.25%でございます。

歳出につきましては、総額159億3,937万6,219円で、歳入歳出差引残額8億1,858万5,256円でございます。このうち翌年度へ繰り越すべき財源4億4,327万3,000円を差し引いた実質収支額では3億7,531万2,256円でございます。2億円を財政調整基金として繰り入れるという予定になっております。

次に、財政運営の状況でございます。歳入につきましては、町税における収入未済額は6億5,361万856円でありまして、調定額に対しての収納率は82.62%でありまして、不納欠損額は6,017万6,439円となっております。

歳出につきましては、予算額190億9,665万8,000円、支出済額159億3,937万6,219円でありました。そのうち不用額が14億4,306万5,781円で、昨年から比べますと、昨年は約10億円程度でございましたので、かなり不用額が出たというのが実態であろうかと思っております。予算の執行率は83.47%。ちなみに、昨年が88.50%ということで、不用額が多く出たということもありまして、執行率が昨年よりもかなり下がっております。

次に、基金の状況であります。基金はそれぞれ条例に基づく積立てと運用利子、その他積立てを行っております。

なお、令和2年度決算により生じた余剰金のうち先ほど申し上げましたように2億円につきましては、本日の議会の承認が得られれば令和3年度に積立てをするという予定になっております。

次に、表として、積立金の状況を掲載しておりました。表立ての関係で次ページにもわたっております。次のページを見ていただきますと総額が揭示してございます。前年度末が約73億5,000万、本年度決算額が71億8100万、前年よりも約2億円ほど減額となったというのが実態でございました。

次に、各節であります。

ここにやっぱり歳入決算額の推移ということで表を掲載しております。町の歳入状況を3か年の流れによって見ていただくということで、30年、元年、2年というふうに掲載しておりますが、これも2ページにわたっております。この表の中で、特に2ページ目の上から5行目、国庫支出金、これは町長からもお話がありましたように、今年はコロナ対策、あるいは学校教育の充実を図る通信環境の整備、そういったものが多かったために、昨年の国庫支出金の7億6,000万、約7億7,000万に対しまして本年は32億ということで、約4倍近い国庫支出金という、これが全体の今年の決算を押し上げた大きな要因ではないかというふうに考えております。

なお、毎年お話ししているふるさと基金、寄附金は、今年も注目したんですけども、2億8,500万円で、昨年よりも約1億円程度下がったというのが本年の状況でございます。

次に、歳入の主な状況は次のとおりであります。

まず、町税であります。

町税は、調定額41億792万6,257円に対しまして収入済額が33億9,413万8,962円ということで、収納率が82.62%ございました。表を見ていただきますと分かりますように、この下の表、令和2年と元年の収納率、昨年は収納率が84.64%でありましたけれども、今年はやっぱり下がったという、82.62%。特に、コロナ禍によりましての納税猶予等も影響したのではないかというふうに考えております。

次のページの地方交付税であります。地方交付税の総額は49億9,295万8,000円。このうち利根商業高等学校分として4億1,443万9,000円が含まれておりまして、全体的にはほぼ前年と同じ程度の規模であったというのが決算でございました。

次に、表13款から21款までの収入未済額の状況を掲示いたしましたが、収入未済につきましては後ほど全体のもをを表示してございますので、そののところで見ていただければと思います。

次に、7ページの歳出であります。

1款の議会費、議会費の歳出総額は1億2,613万9,203円でございます。主なものは議員報酬あるいは議員手当等々でございます。ただ、令和2年度は7月から令和3年3月までの9か月間、議員の皆さんの10か月間の減額を行ったというのが大きな動きだったのではないかと考えております。今後も開かれた議会を目指しまして、活発な議会活動を期待したいと思っております。

以降、2款からありますけれども、先ほど町長のほうから具体的な数字につきましてはご報告がございましたので、私のほうからはそれぞれの款のコメントに関する部分のみをご紹介しますとさせていただきます。と思います。

まず、総務費の中ほどで、新型コロナウイルスによって研修等を例年どおり行うことができなくなったというふうに言われております。リモート等で行うものが増えておりまして、新たな働き方も引き続き推進していただきたいと思いますというふうに思っております。

なお、令和5年度からは定年制延長が開始されるということになっておりまして、処遇

の問題、あるいは新規採用者数、こういったものを含めましてしっかりした行政運営ができるような体制の整備をお願いしたいと思っております。

次の3款の民生費でありまして、次のページの上から4行目あたり、生きがいを感じている高齢者の割合が令和元年度78.1%から令和2年度77.8%とやや低下しているものの、約8割ぐらいの人たちは人生前向きに生活しているものというふうに推察されます。

一方、地域で支え合う福祉活動を行っている町民の割合というのは、令和元年度の26.96%から令和2年度は36.9%というふうに上昇しております。どういふふうに高齢化と向き合っていくかというのは、それぞれ個人個人の考え方は違っておりますけれども、行政としては一人でも多くの町民が健康寿命を延ばし、元気なまちが形成されていくということが重要な課題であろうと思います。そのためには、身近な声かけなどのできる範囲で見守り合う体制づくり、これは福祉関係だけでなく多くの場面で今後とも必要となってくるのではないかとこのように思われます。こうした観点でのシステムづくりというものを十分検討いただきたいと思っております。

次に、4款の衛生費であります。アメニティパーク施設の老朽化はこれからの大きな課題であります。方向性が確定されるまでの可燃ごみ処理方法、こういったものを検討されているということですが、当面、ごみの減量化でありますとかあるいはリサイクル化、こういったものをより進めるために、町民の理解を深めつつ長寿命化を図ることが必要だといふふうに思っております。

次を飛ばしまして、6款農林水産業、9ページになります。上から5行目、町における農業者の農業所得額は令和2年度で2.2億円というふうに、前年を約6%上回ることができたわけでありまして。しかし、町の農業を牽引していく中核として認定農業者という方々がいらっしゃるわけですが、こういった方々が高齢化等によりまして前年より3人も減少したといふふうに聞いて、77人となったということでありまして。町独自で農業支援を検討されるというふうに聞いておりますけれども、さらに進展する集落の高齢化に向け、そういった対象の人たちをアシストできる体制づくりと、認定農業者の確たる存続を図れるような施策の展開を期待したいと思っております。

次に、7款の商工業であります。町における観光宿泊者は前年の47%。これは、近隣の温泉地域があるわけでありまして、これらに対しましてもちょっと低い結果となったようでありまして。日帰り客数、スキー客、谷川岳の登山客数、こういったものも前年の6割から8割という実態でありました。本町の豊かな、そして魅力ある自然を抱えた立地をより多くの人に伝える。これは、これまでも各団体等で積極的に取り組んできていただいておりますけれども、現在のようなコロナ禍の中でどうするかということ、この集客の課題を探りつつ、一層の情報展開を望みたいと思っております。

次に、8款の土木費であります。ページをめくって10ページであります。町内における道路改良率はこれまで38%程度で推移してきたわけでありまして、令和2年度は約46%というふうに大きく上昇したわけでありまして。これはGIS、いわゆる地理情報システム、これが使えるようになったということ、道路台帳図の見直しによるものというふうに言われておまして、今後とも道路改良が進展することが期待されるところで



あります。また、町営住宅につきましては、利活用について積極的な対応を望みたいと思います。

9 款の消防費であります。近年、火災にとどまらず災害等の発生も多く、消防団員の活動も増えているというふうに使われます。しかし、現在、定員 662 名に對しまして 562 名ということで、約 100 名程度少ないというのが実態でありまして、大変厳しい運営というふうに使っております。令和 2 年度には機能別消防団員として 7 名が加入されたということもございますけれども、このことにつきましては各分団の事情がいろいろ異なっているというふうに使っておりまして、参加率があまり向上していないというふうな状況にあると言われております。こうした状況ではあっても、災害等は不測の事態であります。自主防災組織の底上げを図りながら、連携を取り、町民の安全確保にご尽力をいただきたいと思っております。

第 10 款であります。下のほうになります。学校の統合に係る経費に加えまして、公立学校の情報機器購入費、学校情報通信ネットワーク環境整備など、これまでにない多くの事業が実施されたわけでありまして。新たな時代の教育環境の確立のために、今後もこれらに係る事業が増加するんじゃないかというふうに使われます。子供たちが一日も早く新しい事業等に適應できるよう願うことはもちろんであります。これまでにない教育手法の実現に向けまして、関係者のより一層の対応に期待をするところでございます。

なお、13 款の諸支出金では、2 行目のところの令和 2 年度土地開発公社につきましても審査をさせていただきました。出納関係帳簿及び証書類を照合し、その内容を試査の方法により審査した結果、会計処理は適法、適正であるというふうに使われたところであります。

次に、第 2、特別会計であります。

町にあります 4 つの特別会計、これを総括する形で 5 つの表を掲載いたしました。まず最初の表は、全体的な総計でございますけれども、各特別会計によっては上がったりがったりというのは当然でございますけれども、全体的にはほぼ前年並みということでありました。

次のページに表がございますけれども、一般会計の繰入金の状態でありましてか歳入関係の執行状況、歳出の執行状況、これらを掲示いたしました。後ほどご覧いただければと思います。

一番下のところに収入未済額であります。これはやっぱり特別会計を全部足し上げた合計で見ますと、本年度は 1,300 万円ほど令和元年度よりも収入未済が減ったということで、要するにいろいろご努力をいただきながら収入未済額を減らすことに注力していただいたという結果だろうというふうに使います。

次のページの 2 の各会計状況でありますけれども、これらにつきましては記載のとおりでございます。ご覧いただきたいと思っております。

次の 14 ページの企業会計、これも当初のところは、初めのところは記載のとおりでありますけれども、15 ページのところの経営成績、ここにまた例年のとおり営業収益の営業利益率、あるいは経営資本の回転率、経営資本の営業利益率、この 3 つの指標を掲載さ

せていただきました。それぞれ数字が高いほど経営状態がいいという、そういう結果ではありますけれども、特にみなかみ町の、毎年言っておりますけれども、本町においては山間部に集落がある、あるいは集落の中でも人口が点在すると。こういった状況の中では、こういった数字が高まるというのはなかなか期待できるものではありませんので、これはある程度やむを得ないかなとは思いますが、それにしても今年の指標が昨年よりも若干それぞれ減少した、少なくなっている、小さくなっているということがございますので、より一層のご努力をお願いしたいと思っております。

次に、16ページでございます。審査結果の総括意見として、令和2年度の決算審査につきましては、前年度決算審査に引き続きまして契約書の締結が必要な事業、補助金交付事業について重点的に審査をさせていただきました。

まず、1番の歳入については、町税及び使用料等は町を支える礎でございます。収入未済額を増やさない対応、これも今後とも重要課題として取り組んでいただきたい。毅然とした厳しい対応によりまして住民間の公平と財源の確保に努めることが、今後厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれるところであります。

なお、滞納者等への督促あるいは交渉及び滞納管理及び滞納繰越金の記票につきましては、トラブルやミスの発生を防ぐためにも複数の職員で対応し、年度末には再度収入未済の確認を行うなど二重チェックを基本として取り組んでいただきたいと思っております。

次に、先ほど申し上げましたように収入未済で、町全体の収入未済額の表を2ページにわたって記載してございます。右のページのところにわたりますけれども、総額で見ますと、今年の令和2年度の未済額は10.6億、前年が9.8億ということで、約8,000万円未済額が全体としては増えたというものであります。これも、私も先ほど言いましたように、いろいろ納税猶予等の関係もあって厳しい状況であったというふうに思いますが、引き続き収納につきましてはご努力いただきたいと思っております。

2番の歳出についてであります。健全財政に向けまして、地方債の新規発行の抑制が鋭意努力されているということが認められます。しかし、地方交付税の合併算定による加算措置が平成28年度から段階的に削減されまして、令和3年度からは完全に一本算定になるわけであります。小・中学校の統合計画、これが進行しているほか、橋梁やため池等の長寿命化の対応、あるいは老朽化施設における改修等の必要性、こういったものもできてきておりまして、厳しい財政運営が想定されているわけであります。個別の事務事業の必要性、重要性につきましてさらなる検討を進め、保有する未利用資産などの売却あるいは貸付けを図るなどについて、少しでも経費が削減できるように対応を進めていただきたいと思っております。

3の積立基金であります。令和2年度におけます普通会計の積立基金は、総額71.8億円というふうになりました。前年度に対しまして約1.7億円の減でありまして、前年比97.7%でありました。この中で財政調整基金につきましては、前年を3.9億円下回ったわけですが、その他の特定目的基金、これは2.2億円積立で増となっております。これはコロナ禍における事業の縮小、中止等によることが大きいのではないかとこのふうに見られますけれども、今後も社会保障費、施設維持費等財政運営に大きな

影響を及ぼす各種の費用負担というものが想定されておりまして、適切な基金運用により安定した行政運営が図れますよう管理を徹底していただきたいと思っております。

4番の補助金、請負契約等の各種書式管理についてであります。例年、公正な予算運用がなされているかという観点で、各事業の中から試査の形で表記事業についての監査を実施しております。この中で、起工日から業者選定、あるいは交付申請から交付決定、これらを経まして精算という流れになるわけでありましてけれども、この一連の業務に係る帳票等の提示説明を受けたわけでありまして、基本的には過誤なく予算執行が行われたということは確認できました。ただ、一部事務事業につきましては、書式の扱い方などにつきまして担当者の認識の違いなども若干散見されたということがありますので、今後とも統一的な対応が図れますよう望みたいと思っております。

5番の行財政運営と適正な行政執行について。これまで、町では財政の健全化のために行財政改革に取り組んできておりまして、特に人件費の削減、これを一つの大きな柱として鋭意取り組んでいただきました。一定の成果を上げてきておるのは事実であります。当面、現在の職員数を維持しつつ町政を担っていくものというふうに思われますけれども、これまで当町における職員数は類似団体の中から見るとまだ多いという見方をされてきました。

そして、ただ一方では、国が作成した「第10次定員モデル」によりますと、適正な定員管理数が現在の職員数よりも約20人ほど、このモデルよりも少ないという状況も提示されております。行政需要の多様化ということは今後とも想定されるところでございまして、また、国や県等に係る新たな施策やこれに伴う補助事業、こういったこれまでにない事務事業を推進する必要性も生じてくるのではないかとこのように思われます。

こうした中で、事務事業の統廃合あるいは縮減につきましては、これまでの検討結果を受けまして一部取り組まれたものもあると思っておりますけれども、多くの成果を上げるまでにはまだ至っていないというのが実態であろうかと思っております。対応の仕方では実現可能となるものを導き出しながら、変化する社会情勢に適應できる体制の確立というものが求められております。適正な行政規模と少数精鋭による行政運営、これは不可欠でありまして、今後とも経費の削減、事務効率化、人員配置の適正化等に向けてしっかりとした取組を期待したいと思っております。

次、6番の地域で支え合う福祉の実現であります。町における高齢化の進展、あるいは地域住民が抱える課題の複雑化というものが年々進んできておるわけでありまして、これまでのいわゆる行政の在り方というのは縦割りの行政というのが中心であったわけでありまして。こういった縦割り行政の中では、なかなか十分な支援が行き届かないという現状が生まれつつあるということでもあります。こうしたことを踏まえて、国では重層的支援体制という形で、高齢者あるいは子供、障害者、これらの区別をせずに、それぞれの地域における関係機関や団体、あるいは住民も含め、一体感を持って、階層分けをしないで支援が可能となる仕組みづくりを進めることになったというふう聞いております。

これを踏まえて、町では令和2年度に地域力強化推進事業、約920万円を使いましてアンケート調査等も行いながら、課題あるいは問題点を探るということをしてきたようで

ありますけれども、令和3年度からの重層的支援体制整備事業への移行準備事業に向けて、前段の事業として実施されたというふうに聞いておりますが、本格実施に向けて、何らかの支援を必要とした、あるいは必要としているにもかかわらず自分から助けを行政に求めたり、あるいは制度に対して申請するというのが難しい状況の人たちもいるわけでありまして、こういった人たちに対しても、今後情報や支援を積極的に届けていく事業として期待されております。そのためには、住民、我々一人一人も周辺地域を中心とする緩やかな見守り意識、これを持つことによりまして、関係機関等と連携しつつ、きめ細やかな福祉が実現されることを望みたいと思っております。これまでにない発想の事業として注視をしたいと思っております。

7番の実効性のある獣害対策に向けてであります。みなかみ町における農林業、これはもう言うまでもありませんけれども、利根川等の上流域にあることから水源涵養、それから洪水の防止、土壌の浸食や崩落、崩壊の防止等、極めて重要な立場の中に農業というものはあるわけでありまして、一方で、農業者の高齢化、それから後継者不足、あるいは生産性の低さ、そして追い打ちをかけるように鳥獣害の影響等もありまして、農業から離れていくという実態も出ておるわけでありまして、令和2年度の獣害による被害面積は7.6ヘクタール、これはほぼ前年と同じぐらいの規模でありました。これはまだ、その後の侵入防止柵の設置の取組をはじめとして様々な事業というものが展開されておまして、これによる成果だというふうに見ております。

ただ、一方で、被害金額を見ますと、令和2年度の獣害の被害額は約1,300万円にも上ったわけでありまして。これまで大体毎年600万円前後で推移してきたことから、比べるとおよそ2倍の被害金額というふうになりました。これは果樹地帯、要するに単価の高い農業地帯への侵入が大きな原因というふうに見られますが、野生動物が餌を求めて移動していることの端的な表れであるというふうに思いますが、野生動物が餌を求めて移動していることの端的な表れであるというふうに思いますが、これまで捕獲や追い払いなどの対策を講じてきておりますけれども、例えば追い払いは、その場所での効果はあっても根本的な対策には至っていないというのが現実であろうかと思っております。

こうした現状の解決に向けて、一つの方策としてドローンの利活用がかなり有効ではないかというふうに思われます。既に地域によってはドローンによる山への追い上げ、あるいは猟友会とのタグにより個体数の削減に成果を上げているという事例も聞いております。それぞれのシーンに対応できる機器の整備、開発というものが進んでいると言われておまして、町においても毎年80万円程度の追い払い費用を支出している、こういった中で、一気にこれを全て解決することにはなりませんけれども、新たな手法の導入により個体削減が可能となるか、今後の検討課題として取組を望みたいと思っております。

特に捕獲関係では、毎年捕獲奨励金というものを出しておまして、令和2年度は約1,000万出しております。二、三年前は500万円ぐらいだったということを見ますと、それだけ皆さんが一生懸命捕獲をしてくれておるという反面、それだけまた鳥獣害の出現率が大きくなったのかなということが考えられますので、そういうご努力があるということは承知をしておりますけれども、いかにして追い上げ、捕獲、要するに個体の管理、これをいかにするかということが大きな課題であろうというのが本旨であります。

次の8番のまちづくりについて。町民アンケートによりますと「地域づくり活動に関心がある」、あるいは「地域づくり活動に参加したことがある」というふうに答えた町民がそれぞれ50%前後で、例年大きな変化は見られておりません。一つには、地域づくり、あるいはまちづくりというアンケートによる言葉のイメージと、自分の生活の中でどの行動がそういうことに結びつくかということのなかなか理解できない部分があるんじゃないかというふうに思いますけれども、例えば自分の家の入り口のところに花を咲かせる、そんな簡単な一つ一つがまちづくりの基本となるということへの認識と、そうしたことへの協力の呼びかけなども意味があるんじゃないかと思われま

す。そんな中で、令和2年度のまちづくり団体活動支援事業、これに対して887万円が支出されました。これは現在のまちづくり協議会あるいは任意のまちづくり団体への補助金でありますけれども、例年ほぼ同額程度で事業が継承されてきております。特にまちづくり協議会につきましては、旧町村別にそれぞれ独自に活動を続けてお

りまして、これまで景観整備や花の植栽、こういったものを中心とした美化活動、あるいは地域の歴史に係る活動、それから子供たちの見守り等々、それぞれの地域に根づいた活動を続けてお

りまして、一方では緊急的、基本的、ハード面での事業もかなり整備されてきているんじゃないかというふうに思われま

す。その一端としては、毎回町報などにも紹介されておりますので、既に活動の成果につきましては周知のとおりであろうと思

いますけれども、実績のある団体だけに、町における今後の事業展開の中で、例えば先ほど言った6の福祉の状況、福祉のところですね。重層的支援体制整備事業、これらを担う団体としての一翼を担う活動ができるのかどうか、そういったことにも期待がされるんじゃないかというふうに思

っております。協議会の意向もありますから、そういったことも尊重しながら、新たな活動の一環として今後取り組んでいけるのか、町としての指導性にも期待をしたいと思

議 長（山田庄一君） 以上で決算審査の報告を終わります。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

認定第1号から認定第6号につきましては、後日、連合審査会を開催いたしますので、詳細な質疑につきましては連合審査会にてお願いをいたします。

認定第1号、令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

次に、認定第2号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号、令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号、令和2年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号、令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第2号、令和元年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件は、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件は、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

- 日程第22 議案第50号 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について  
 議案第51号 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
 議案第52号 令和3年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（山田庄一君） 日程第22、議案第50号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第52号、令和3年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第50号から第52号まで、一括して説明をさせていただきます。

まず議案第50号、一般会計補正予算からご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,611万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億8,279万2,000円とするものです。

歳出補正の主なものは、2款総務費では、1項総務管理費976万円の増額は、普通財産管理事業440万円、ドローンスクール誘致事業250万円が主なものです。

6款農林水産業費では、1項農業費の715万円の増額は、月夜野ハーベストの管理運営事業です。

7款商工費では、2項観光費の1,794万9,000円の増額は、観光庁所管の新規事業として新たな旅のスタイル促進事業400万円と、観光拠点魅力創出事業1,294万9,000円が主なものです。

8款土木費では、2項道路橋梁費の610万円の増額は、単独道路改良事業220万円と、消融雪施設維持管理事業390万円です。

10款教育費では、1項教育総務費の2,400万円の増額は、小・中学校統合推進事業費です。5項社会教育費の1,000万円の増額は中央公民館改修事業で、6項保健体育費の115万5,000円の増額は体育施設管理運営事業です。

また、財源となる歳入補正は、地方交付税915万3,000円の増額、国庫支出金1,694万9,000円の増額は、繰入金2,400万円の増額、繰越金7,531万2,000円の増額及び町債4,930万円の減額です。

地方債補正につきましては、第2表のとおりでございます。

次に、議案第51号、下水道事業特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,900万円とするものです。

歳出補正は、2款下水道事業費、1項公共下水道費の600万円の増額で、公共下水道維持管理事業です。

また、財源となる歳入補正は、町債600万円の増額です。

地方債補正につきましては、第2表のとおりであります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

最後に、議案第52号、水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

資本的支出につきまして、建設改良費を479万6,000円増額し、総額2億7,679万6,000円とするものです。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第50号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第52号、令和3年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上3件の質疑以降について、後日の本会議において審議したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第52号、令和3年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上3件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

---

議長（山田庄一君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時とします。

（11時24分 休憩）

---

（13時00分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

## 日程第23 一般質問

通告順序1 6番 窪田金嘉 1. 一般質問3年間を検証その1

議長（山田庄一君） 日程第23、一般質問を行います。

一般質問については、5名の議員より通告がありました。

本日は2名の方の質問を順次許可いたします。

初めに、6番窪田金嘉君の質問を許可いたします。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 6番窪田、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

議題は、一般質問3年間を検証ということでございます。

私は今回、この9月で4年目を迎えます。本当に早いと思うんですけども、議長と



のやりとりの中で、今回はもう、今回で12回目です。12回やり合っています。とても楽しくやってきましたけれども、当時、私が初々しいときの議員になったばかりが平成30年12月、お聞きした内容が、当時高齢社会における働き手激減の具体策、それからユネスコエコパークの取組についてですね。それで、生産年齢人口ではなくて働き手の人口を聞いているのがちょっとみそなんですね。

鬼頭町長に初めて質問したときに、未来への責任についてでした。それで、町長はこう答えています。子育て支援の充実、産業の振興、Uターン、Iターンの支援、教育環境の整備、生活環境の解決、安全・安心のまちづくり、優しいまちづくり及びみなかみユネスコエコパークの取組にスピード感を持って実行していくことが、その総仕上げが未来への責任につながるとおっしゃいました。

地方自治体は二元代表ですから、執行機関は町長だけです。方向性を決める権限も町長ですから、かじ取りを間違えますとみなかみ丸、船に例えますとみなかみ丸は荒波にのまれて沈んでしまうと思います。町長の考え方一つで勝ち組になるか負け組になるか、町長の決断に町民の幸せがかかっているというふうに私は思っています。

平成30年9月、あれから丸3年が経過しました。私も残り1年です。町長もあと1年ちょい。そろそろ総仕上げの時期に来ているんじゃないかなというふうに思っているんですね。それで、これまでの取組、どんな施策を練ってきたのかなど。それから、もう一つは、施策を練る場合において、町長の考え方がとても重要になってくるんですね。そこで、今回は、町長がどんな考え方で行財政運営を進めてきたのかをちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

最初に聞くのは、ちょっと軽い話なんですけれども、町の経済を支えるには生産年齢人口を考える必要がありますよね。そこで、生産年齢人口は15歳から64歳までというふうに書いてあるんですが、この15歳から64歳が生産年齢という考え方が、どうも私は時代に合わないと思っていまして、町長はどんなふうに考えているのかなということがまず一つですね。

この数字にこれは、15歳から64歳というと、数字に惑わされたり数字のマジックで、我が町は働き手がまだたくさんいるというふうに解釈しかねないと思っています。私の臆測ですと、大体3,000人ぐらいじゃないかと。働き手という考えですね。生産年齢人口じゃないんですけれども。実際には、僕の働き手というのは家族を支える大黒柱という概念なんですね。1997年以降、共稼ぎが増えまして、今では当たり前なんですけれども、共稼ぎが。それで、どうして共稼ぎになったかという、その1997年をピークにして平成時代のデフレが大黒柱の収入を激減させてきた。共稼ぎで働かなければ家族を養えないという状況に追い込まれたということです。

私が考える働き手は、今言ったように本当に働いている大黒柱というところなんですね。ただ、この生産年齢人口が15歳から64歳という考え方ですけれども、思うに、私より5歳ぐらい下の60年ぐらい前、中学を卒業して都会へ就職に行った子供たちは金の卵とたしか呼ばれていたんですね。町長の時代ですか。ちょっと上ですか。映画でいうと「三丁目の夕日」、演歌では井沢八郎の「あゝ上野駅」かなと思ったんですね。それで、今の

時代だとちょっと15歳から働くのではなくて、18歳か二十だと思いますし、それから、共稼ぎで、さらに高齢者も今働いていますんで、実際に家族を支えている大黒柱の年齢というかは、生産年齢人口の数値よりも少し少ないんじゃないか。生産年齢人口は大体今、予想ですけれども9,700人ぐらいじゃないかなと僕は思っているんですけども。

この町の経済を支える本当の働き手、実際は何人ぐらいいるのかな。実態を知ること町長の考え方が確固となるので、働き手の考え方を聞こうかなということをお願いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 窪田議員の質問にお答えいたします。

まず、働き手がどのくらいいるかというくくりの中で、生産年齢人口とはと。これは経済用語の一つで、労働意欲の有無にかかわらず労働に従事できる年齢人口のことを言っております。日本では15歳から64歳、先ほど窪田議員がおっしゃったとおりの年齢に該当する人口を生産年齢人口というふうに言っています。

国勢調査によるみなかみ町の実年齢人口は、男女計で平成17年が1万3,582人、平成22年が1万2,224人、平成27年が1万4,744人です。

一方、生産年齢人口と混同されやすい統計に労働力人口というのがあります。これは、15歳以上で労働する能力と意思を持つ人口を言います。労働力人口には、就業者のほか完全失業者も含まれます。また、労働力人口は、15歳以上であっても非労働力人口としている家事を行う者や学生及び老人などは含みません。

国勢調査によるみなかみ町の労働力人口は、男女計で平成17年が1万2,610人、平成22年が1万1,367人、平成27年が1万4,666人です。生産年齢人口と労働力人口を比較すると、労働力人口は平成17年が9,722人、平成22年が8,577人少なかったわけですが、平成27年はほぼ同数ということになっています。

令和2年の調査結果を見ないと何とも言えませんけれども、非労働力人口としている家事を行う者や老人などが近年は就業したためではないかと推測されます。実際に高年齢になっても窪田さんみたいに元気で働いている方もいらっしゃいますから、そういう方が多く出てきています。また、公務員も定年を65歳にしようという話も出ています。そうすると、どんどんやっぱり労働力人口というのは増えていくのかなというふうに思います。

本当の働き手がどのくらいいるのかは統計数値から把握するしかありませんが、労働力人口のほうが調査項目からすると本当の働き手に近いのかなというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 丁寧に説明していただき、ありがとうございます。もうちょっと軽く言ってくれるのかなと思ったんですけども、堅いなという感じがちょっとしましたけれども、でも、よく分かりました。ありがとうございます。

次に、町の経済を支える生産年齢人口は、3年間でどのくらい減少しているんでしょうか。減少しているとしたら、3年間で歯止めをかける策を講じてきたんでしょうか。

それで、外国人の人口は対象外にしたいと思いますと僕は思っているんですね。外国人の意外と人口は多いんですよ。それで、1万8,000人を境に、外すと1万7,000人台、入れると1万8,000人台だと僕は認識を今してまして、意外と多いなど。それで、3年間で、僕の臆測ですよ、どのくらい減ったか。

前も聞いてまして、大体年間400人ぐらい減少しているというふうに僕は、大体前後でそのぐらいかなと。それで、3年間だから大体1,200人ぐらい。生産年齢人口は大体50%ちょいなんですけれども、今もうちょっと低くなって600人ぐらいなのかなと。そうすると、みなかみ町から消えていく消費、年間消費額、これが大体16億円。これを計算して、びっくりして、恐ろしい数字だなと思ったんですが。

僕がちょっと気になっていたのが、令和2年度の主要施策の成果報告書に769の事業を記載しているんですが、成果が出ていないとしたら理由があるはずなんだなと思ったんですね。それはまさしく町長の考え方一つじゃないかなというところを僕は考えてまして、主要施策の成果報告書の中にKPI、つまり重要業績評価目標、もしくは重要達成度指標なんですね。これがどうも僕はよく理解しにくい、くせ者かなと思っているんですね。

というのは、KPIというのはキー・パフォーマンス・インジケーターなんですけれども、最終的な目標を達成するための過程を計測・評価する指標のことで、KGI、キー・ゴール・インジケーター、重要目標達成指標ではないんですね。目標が業績評価と達成度なんですね。この辺がちょっとよく分かりにくいんですよ。それで、結果を問われない仕組みになっているんじゃないかと。大体、民間で、我々でしたら評価なんかいくらしても結果が出なきゃ会社は潰れますから、この辺がどうもなかなか3年間で、僕一緒にいますけれども、目に見えた実績というのが見えにくかったかなと。

KGIというのは、明確な明確な指標をまず立ててからKPIに設定するのが正しい手順なんですね。ということは、町長がKGIを決める考え方が鍵なんですね。だから、この辺はどうかなというのを聞きたいんですが、最初の何人ぐらいかなと、大体僕の臆測と一緒にかなというのを聞こうかなと。よろしく願いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 生産年齢人口がどのくらい減っているかというご質問ですよ。

平成27年の国勢調査結果を基盤として住民基本台帳の移動数を加減して算出した統計に、群馬県の年齢別人口統計調査結果というのがあります。この調査結果の生産年齢人口は、平成29年が9,761人で、平成30年が9,409人、令和元年度9,096人で、令和元年と平成29年を比較すると635人減少しています。この間は総人口も減少していることから、生産年齢人口も減少しているというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 大体、僕の予測とやや同じですよ。そんな感じでこれからずっと減っていると非常に厳しいなというふうには思うんですけれども、ぜひとも何か歯止めをかけていただいて、この1年で施策を練っていただくとうれしいなというふうに思うんです。

その施策を練るということなんです、3番目の質問なんですけれども、町長は若い共

稼ぎの人たちが働き続けられるために保育・幼児教育、学童支援、子育て支援を今以上に充実させ、働き手の人口減少に歯止めをかけたいというふうに当時述べたんですね。町長が考えている働き手とは、さっき言いました家計を支える脇役も働き手というふうに考えている。そこがちょっと僕と視点が少し違うかなと思っておりますが。

保育・幼児教育、学童支援、子育て支援は、僕が思っている大黒柱がしっかりと、働き手がしっかりと家計を守ればこういう問題はおのずと解決していくと。要は1970年前の母親が子供を育てるというあの時代に戻れと言わんじやないんですけども、そういう形になるとこういう問題は自然に解決していきだろうというふうに僕は考えます。そうすると、町長の施策に、働き手の所得がとても重要になってきます。これが先ほど言ったKGI、キー・ゴール・インジケターを明確にできるという、そういうことになると僕は考えているんですね。

町長がこの保育、それから学童支援とか子育て支援というふうにおっしゃった内容は、僕はもうそのとおりでと思うんですが、働き手が町内で住み続けられる条件はまだほかにあるのではないかと。もっと働き手が望んでいる条件は何かと考えたときに、町長にちょっとそれも聞いてみようかなというふうに思いましてここで質問しているんですが、大体、町長は僕の当時の、平成30年12月のときに、対策は早急に考えなければならないと述べたんですね。それで、早急に考えると言われたあれから3年が経過したんです。それで、対策が進んでいるのかな、いないのかとよく分かりませんが、そろそろ僕たちは仕上げの時期に来ているんじゃないかなというふうに思いまして、ちょっと仕上げさせていただこうかなというところで質問したんですけども、いかがお考えですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 働き手をいかに増やしていくかというお話だと思うんですけども、平成30年のときと今とあまり変わっていないじゃないかというご指摘かもしれませんが、行政はやっぱり一歩ずつこうやって新しい施策を打って、皆さんに住んでいただけるような条件をつくっていく、そういうのが基本だと思うんですね。いきなり大風呂敷を広げてやりましょうという、そういうわけにはなかなかいかないんだと思う。

今までもやはり総合的に若い人も含めて町に住んでいただけるような施策を展開してこうということで、まず一番分かりやすいのが子育て支援の充実をやっていきたいと思いますということで、住宅整備の補助金を出したり子育て支援の包括支援事業をやったり、医療福祉の事業も高校生の入院医療費の無償化をしたり不妊治療助成事業をやったり、また、今年度からは月夜野地区に第二学童クラブというのを開設しました。そういったことを一つ一つ積み上げて、皆さんに来ていただくような条件を整備していくというのが行政の役目かなというふうに思っていますので、そのほかにも幾つかいろんなことをやっていますけれども、いろんなことをやりながら環境整備をしていって、多くの方にみなかみ町に来ていただきたい、そういう方針で、考えで今までも取り組んできた。これからも、残り1年しかないじゃないかと、それは1年は1年で、行政というのは継続していくものだと思いますので、そういったことで私はやっていきたいなというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

(6番 窪田金嘉君登壇)

6 番(窪田金嘉君) これは今言ったK P IとK G Iの関係なんですけれども、僕はやっぱり町長はK G I、キー・ゴール・インジケーターをばちっとやる。今の説明は何となくK P Iだと思うんですね。キー・パフォーマンス・インジケーターのほう。プロセス、だんだんよくなるみたいな。だから、できれば町長、あと1年でK G Iをがちっと、これをやろうというふうに言っていたくとうれしいなと。

その次の質問がちょっとそういうところに入っているんですけども、私は前から、この町を救う資源は温泉と申し上げているんです。もともと旅館の親父ですから、温泉で食っているわけですから、温泉のすばらしさは身をもって体験しております。これが私のK G Iなんですけれども、この原点がね。

この町が生き抜く資源とは何か、何をもって食っていくのかということを示すことがK G Iだと僕は思っているんですが、温泉について言いますと、2年前に町長に書面で一度出しているんですけども覚えていないでしょう、忘れているでしょう。きっと総合戦略課の課長は覚えていますよ。ですけども、まあいいです、忘れていただいて。

そこで、働き手が快適に住める環境として、僕は自分の家で温泉が楽しめているんですけども、これが全家庭とは言いませんけれども、できれば温泉が家庭で楽しめるというのが一つ。それから、新築を建てるのが条件なんですけれども、土地は20年間無償提供、貸与。それで、20年後に無償で譲渡。土地はいっぱい余っていますから。群馬県一ですからね、面積は。この場合、年齢制限をちょっとしなきゃいけないと思っているんですけども。

また、質問の中で、3人目さんは毎月給付金という、これは覚えていますよね。覚えていただくだけで結構です。それで、安心して働ける職場づくりについては、僕は温泉を核とした事業展開や、それから、温泉があり、炊事場ができる場所が災害時の避難場所になるというような案は優しいまちづくりにつながるんじゃないかと思っているんですけども、これは町長のお考えをちょっと聞きたいなと。

あと、アフターコロナのまちづくりについては、こういう考え方は面白いんじゃないかなと思っていますし、それから、若者夫婦には大変魅力的に見えると思いますね、こういう案は。それで、魅力あるまちづくりには、若者たちが集まってくる条件を満たすことが僕は大事だと思っています。大切だと思っています。若者たちが田舎暮らしを楽しめる環境を、みなかみ町は既に資源は持っているんですね。

ただ、皆さんが気づいていてやらないのか、気づいていないのか、これは分かりませんが、令和2年度の主要施策の成果報告書769の事業を見ますと、温泉の二文字は書いていないんですね。それで、温泉は僕はこの町の根幹だと思っています。この辺をちょっと、温泉絡みのこの話ですけども、どんなものでございますかね。お願いします。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 窪田さんのおっしゃるように、家に温泉を引いて家でも入れるような状況というのは、本当にいい環境だと思うんですね。私もぜひそういう環境に住みたいなと思っても、なかなかそういうところに土地がないものですからそういう環境にはないんですけ

れども、猿ヶ京には確かに温泉がいっぱいありまして、個人の住宅でもお金を払えば温泉を引けるんですね。そういうところに住みたいと思うけれどもなかなかそういう環境にないんで、私は住めていないんですけれども、昔から比べれば日帰り温泉が増えて、個人の旅館とかホテルも日帰り入浴ができたり、入浴に関する条件というのは私が子供の頃から比べれば、随分環境は変わったなというふうな気はしています。

環境がよくなったから温泉に入りに行っているかというのと、なかなかそこまでつながっていないんですけれども、それはやっぱり時間とかお金とかいろんな制約があって行けなくなっているのかなと思う。確かに、温泉に入ってのんびりしておいしいものを食べていたら本当に優雅な生活をしているなという気になって、体の動きも楽になりますので、実は、本当はやっぱりそういう時間もお金も余裕ができるような社会になっていけばいいのかなという気持ちはあります。

先ほど窪田さんの言った新築用地の無償譲渡とか、及び一定期間を経て無償譲渡の事例、無償譲渡したらどうだというお話がありました。こういったことを東京の奥多摩でやっているらしいですね。町も遊休町有地の活用と併せて検討はしてみたいと思うんですけれども、なかなか現実的に難しいかなという気はしていますけれども。

3人目の給付金はいいですね。基本的には考え方は変わっていません。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） あまりよく聞こえなかったんですけれども、まあ頑張ってくださいという感じです。要は、一つでもいいんですよ。若者が「おっ」と思うようなものがあれば、それで引っ張ってこれると思うんですね。

それで、町長がKGI、つまりキー・ゴール・インジケーターで今年は100世帯増やすぞと、おまえらやれというふうに言ってくれば、わっと動くんじゃないですかね。ですから、何かさちっとこう言ってくれとうれしいですね。100じゃなくて50でもいいんですけれども、そういうふうに思います。

次のじゃ質問なんですけど、次の質問も、町長が生活環境の解決ですか、それから、安全・安心のまちづくり、優しいまちづくりを述べておられますが、この安全・安心のまちづくりと優しいまちづくりはどのようなまちづくりなのか、ちょっと考え方をお聞きしたいなということと、それから、生活環境の解決という、何を解決するのかなというのがあまりよく僕は抽象的で理解できなかつたんですが、安全・安心のまちづくり、優しいまちづくりは、町民の心が豊かになると自然につくられていくと思うんですね。要するに、心が豊かになったり所得が豊かになる。

現実には、先行きの不安。特に僕は高齢者ですから、今まで一緒にいた、生活していた伴侶とか、それから隣の親しくしていた人たちがこの世から去っていくという、こういう、こんな寂しい現実が今僕の周りにも起きているんですね。

それで、町民の心の支えというのは、町長が今提唱されている安全・安心のまちづくり、優しいまちづくりの実現じゃないのかなと。だから、ぜひ残り1年でこの安全・安心のまちづくり、優しいまちづくりを実現していただけたらうれしいなというふうに思っている

んですが、いかがでございますかね。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 安全・安心のまちづくりとか優しいまちづくりというのは今までも言ってきましたけれども、今、今年、防災無線の連絡網を整備して防災情報配信システムを来年の春から本格稼働しようということで取り組んでいます。これも一つは安心のまちづくりにつながるのかなというふうに思っています。

それから、防災対策の強化については、総務課の中に危機管理室を設置しました。やはり人員も増やして組織規模をして、町民の皆さんが防災に遭ったとき、遭わないような対策を考えていきたいというふうに思っています。

また、優しいまちづくりについては、これも前から言われているんですけども、高齢者とか生活弱者だけでなく観光客のためにも、交通手段をカバーできるようなデマンドバスとかリンクルバスの導入の推進を検討はしてきても、なかなか具体化していませんけれども。ただ、高齢者の買物支援として、地域運行業に限定して乗合タクシーを導入して解消に努めています。観光客のためにもなる交通手段は、役場内に検討委員会を発足して、今後は関係機関を含めて具体化、具現化を検討していきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 僕が考える安全・安心のまちづくりとか優しいまちづくりというのは、どちらかという僕はやっぱり民間の人間なんで、所得の向上とか、どんどんそういうふうに変えがちなんですね。町長の言うのも一つのまちづくりなんですけれども、僕の考えているまちづくりはちょっとそういう方向なんです。

ですから、次の質問もそういう流れの中の質問になってしまうんですが、安全・安心のまちづくり、優しいまちづくりの実現には町の財政が大きく関わっていると僕は感じてまして、3年前と今期と財政状況が大きく変わっているのはよく分かっています。3年前は合併特例債、合併措置法でまだ支えられていた時期だと思うんですが、現在は一本算定ですから合併の恩恵はないわけですよ。さらに、コロナで思わぬ支出が、僕は割と頂いた側なんですけれども、町内で経済状況が悪化しています。

それで、ちょうど今回令和2年度の決算書も頂きましたので、安全・安心のまちづくり、優しいまちづくりの実現が可能な現状か、財政状況なのかというのをちょっとお聞きしようかなと。できれば町民の、高齢者でもいいんですけども、所得が上がるとうれしいなと、そういう施策が欲しいなと前から思っているんですけども、逆に一つ、財政のほうもどうかということ、お聞きしたいということ。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 財政の状況なんですけれども、財政調整基金ですけれども、合併後の平成18年度の決算では10億8,000万円でありました。その後少しずつ増やして行って、平成27年度の40億6,000万円をピークに、令和元年度は31億7,000万というふうになっています。そして、令和2年度決算で27億8,000万円になりました。

特定目的基金と合わせた基金全体の状況を見ますと、平成18年度は24億円、ピ

ークは財政調整基金と同じく平成28年度の79億5,000万円、令和2年度は71億8,000万円です。

平成28年度と令和2年度のそれぞれの基金を比較しますと、財政調整基金は12億8,000万円の減、基金全体で見ますと7億7,000万円の減というふうになっています。一部、財政調整基金から特定目的基金に振り替わっているものもありますが、いずれにしても財政調整基金が減少している状況でありますので、緊張感を持って財政運営に当たっていききたいというふうに思っています。

先ほどの質問でお答えした安心・安全のまちづくり、優しいまちづくりは、既に実施しているものもありますが、財政状況を踏まえながら実行していききたいというふうに思っています。

**議長（山田庄一君）** 窪田議員も、もう少しマイクから離れないように発言のときにやってもらえますか。途切れちゃうんでね。

窪田議員。

（6番 窪田金嘉君登壇）

**6番（窪田金嘉君）** 年取って声がしゃがれて、あまり聞きづらいんじゃないかな。

**議長（山田庄一君）** しっかり言ってください。

**6番（窪田金嘉君）** 分かりました。頑張ります。

財政が若干将来的に厳しいということはもう僕も百も承知で、ですから、できれば自主財源を増やそうじゃないかと、無駄な財政支出はしたくないなということで、いろいろ僕も提案したり企画書を出したりしたんですけども、あと残り1年ですし私も年ですから、頑張れるかというところでもないの、町長にお願いしちゃおうかなということでもよろしくをお願いします。

次の質問なんですけれども、やっぱり安全・安心のまちづくり、優しいまちづくりの実現では、財政を支える町全体の産業振興が鍵になるんですね。そこで、素朴な質問なんですけれども、町長が公約している町全体の産業振興に関して、町長の産業振興論、考え方をちょっとお聞かせいただいて、僕と似ているとうれしいなとちょっと思っているんですけども、よろしくをお願いします。

**議長（山田庄一君）** 町長。

**町長（鬼頭春二君）** 町の基幹産業は農業と観光だというふうに思っています。農業は地域の皆さんがこれまで脈々と築き上げてこられた地域の営農、農地、それを取り巻く伝統や文化、自然景観などと一緒に、子供や孫の世代にしっかりと引き継がなければならないと思っています。そのためには、農地の集積や集約化について地域の皆さんと一緒に取り組む必要があるというふうに考えています。

町としては、町内を12の地区に分けて作成した、実質化された人・農地プランにより明らかになった課題と方針に沿った取組を推進していききたいというふうに思っています。また、高付加価値化、6次産業化、海外輸出を進めるなど販路の拡大を進めながら、新規就農者の獲得や耕作放棄地の解消に努めていききたいというふうに思っています。

観光は、観光資源を充実することや磨くことが大切だと思っています。健康アクティビ



ティーや飲食、宿泊などを組み込んだ健康プログラムを開発し、ヘルスツーリズムの推進もその一つだと思います。また、コロナ禍でテレワークなど新しい働き方が急速に進む中、余暇と仕事を組み合わせたワーケーションの需要動向を見るため、真沢ファームにおいて実証実験に取り組みます。また、町内に点在する18の温泉地をみなかみ18湯として、グループブランドの構築を進めてきました。今後、みなかみ18湯をどのように展開するかを検討が必要ですが、合わせて温泉地の魅力づくり及び基盤づくりによるにぎわい創出も大切なことだというふうに思っています。

観光振興の主役はあくまでも民間の事業主体ですけれども、観光データの集積と分析、またデータに基づく政策の立案、観光インフラの整備、関係者との調整等、行政が果たすべき役割は大きいというふうに思っています。

少し抽象的ですが、みなかみ町全体がユネスコエコパークとして登録された背景や価値は、農業や観光をはじめ町民の生活そのものと考えています。その価値を各方面で磨き、高めることが、産業の活性化や持続可能な社会の実現につながっていくのではないかと考えています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） そういう施策は非常に重要だと思います。僕なんかは、もうちょっと具体的に考えると、温泉地において単純に130万人観光客集客を目指そうとかそういうことではなくて、もう今や町民にとってどのような経済的、社会的効果につながるのかということをやっぴり考える時期に入ってきているんですね。ですから、民と官の考え方は違うんでそれはいいんですけれども、それが一緒になって新しいまちづくりができれば僕はうれしいなと思っているんですね。

その具体的な質問の一つが次なんですけど、これがちょっと小さい話なんで、この小さい考え方の違いで行政の方向性が思わぬ方向へ行行って、引っ張られちゃうんじゃないか。それから、その考え方の違い、僕と町長のちょっとした考え方の違いがやっぱり理解し合う環境を妨げちゃうようなふうに僕はちょっと思っていて、一つの例を挙げてお聞きしたいと思うんですが、私は温泉を核としたまちづくりが町民の暮らしぶりを変えると前から言っているし思っているんですね。

そこで、町営温泉三峰の湯、これは観光施設ですかという質問なんです。私は観光施設ではないと思っているんです。というのは、観光施設であればちょっとあまりにもお粗末な建物で、駐車場も狭くて入り口も入りづらくて、お客様に非常に不親切というふうに僕は見たんですね。これが観光施設というのであれば、これはちょっときつい言い方なんですけれども、みなかみ町の観光が衰退していく象徴に見えるんですね。要するに、行政側の皆さんの考え方がそういうところじゃないか。KGIじゃなくてKPIまでだからじゃないかなというふうに僕は感じていたんですね。

温泉法の第1条、温泉を保護し、温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することが目的ということで造ったのではないかな、町民の健康と癒やしを町長、行政が思って造ったのではないかなと、そういう施設ではないかなというふうに僕は想像し

ているんですね。その辺はどういうお考えかなと。

それに似た施設はたくさんありますよね。そのたくさんあるところで、ほとんどが赤字ですよね。できれば、僕はこの議員であるときに黒字に変えたいなと思っていろいろ聞いてきたんですね。それから、提案もしました。企画書もしました。ですけど、あと1年なんで、さっき言ったように町長にお任せしたいと思っているんですね。よろしく願います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町営温泉センター三峰の湯は、平成3年2月に月夜野町営温泉センターとして開所しました。開所式の挨拶の中では、温泉資源を利用して住民の福祉の向上と健康保持・増進、地域の活性化を図るべくとあります。やはりご指摘のとおり町民のために造られた施設というふうに思っています。ただし、みなかみ町新設以降は、施設の維持に町外者の利用を対象としていますので、施策上の扱いは観光の振興というふうになっています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 考え方が一緒でよかったと思っているんですけども。ただ、これから観光と考えるならば、たしかあそこは望郷ラインですよ。僕の記憶、そうですね、あれね。望郷ラインじゃなかったですか。その先は川場ですよ。川場は、180万人俺のところは来ているんだと豪語していますよね。できれば10%、18万人をこっちに引っ張るような、あそこを拠点にしたら、月夜野地区の人たちは今より5万円ぐらいはプラスできるような生活ができるんじゃないかというふうに想像しているんですけども、無理かなと思うんですけども。

これは最後の質問になります。

今回のコロナ感染騒動で大きな痛手を受けているのが町全体ではありますし、特に旅館、飲食、酒屋、厳しい状況下に置かれたんですね。さらに、8月20日から緊急事態宣言で休業要請が出されて、死活問題に発展しているんです。うちもお客さんが来ていますけれども、7割ぐらいしか、満杯じゃないんですね。この状態でいくと、廃業や倒産に追い込まれるのは火を見るより明らかかなと。

現在、観光庁や環境省の見解は、温泉地は単なる観光地ではなく、現代社会の課題を解決する場として温泉地が果たす役割は大変重要という認識なんですね。今まで温泉は観光の柱として考えられてきたんですが、国の見解にもありますように、時代は現代社会の課題を解決する場として、温泉が担う考え方の変化が求められているんですね。みなかみ町も従来の考え方を見直す時期に来ているんじゃないかと僕は思っています。単なる観光地ではないという言葉をしっかり認識していただいて、新しいみなかみ町をつくり上げることを考えていただきたい。

僕は前からちょっと、疑問ではないんですよ。うれしいなと思っているのは、全国の観光地は観光地の名前なんです。例えば、この近くでいうと渋川市は伊香保温泉でしょう。草津町は草津温泉なんですけれども、四万温泉は中之条ですよ。だけど、日本温泉100選に選ばれて、今47位なんですけれども、みなかみ町なんです。たしか2016年

に町長は、リフレッシュ部門で1位になりましたよね。あれもみなかみ町なんですよ。これは全国探しても、町が温泉、つまり温泉地と評価されているところはないと思うんですよ。

ですから、これは僕は新しいみなかみ町をつくるのに強い武器じゃないかと思っているんですよ。だから、温泉地というんじゃなくて、みなかみ町が、全てが温泉地だという考え方、これは、きっと評価されているのはみなかみ18湯がベースにあると思っているんですよ。ですから、この考え方を持って考えていただきたい、まちづくりを考えていただきたいというふうに思っているんですが、いかがですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 群馬県には結構温泉地がありますけれども、みなかみほどこんなに源泉が多いところというのはないんだと思います。みなかみが一番多いと思うんです、群馬県の中ではですね。

やはりこの貴重な資源を有効に活用して、それを経済に生かしていくというのは非常に大切な考え方だというふうに思っています。ですから、それをうまく利用して経済が活性化できればいいなというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 窪田君、時間となりました。一言。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 終わります。

議長（山田庄一君） これにて、6番窪田金嘉君の質問を終わります。

通告順序2	3番 鈴木美香	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不要な看板撤去費補助で、町の景観を守り、活性化を</li> <li>2. 街灯の増設で安心できる町づくりを</li> <li>3. 町境にユネスコエコパークのPR看板で意識の向上を</li> </ol>
-------	---------	---

議長（山田庄一君） 次に、3番鈴木美香君の質問を許可いたします。

鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 3番鈴木美香、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

なお、本日、3つの区切りでの質問をさせていただくわけですが、全てにおいてまちづくりの観点から関連するものがありますので、質問が重複する場合がありますかもしれませんので、ご了承ください。

では、質問です。

みなかみ町は三国街道宿場町として、また、戦後、1955年頃の全電力の78.7%を占めていた水主火従という時代のダム建設等で、点在する温泉街、温泉宿が栄えていま

した。時代の変遷とともに取り残された建造物が、現在町内には多く存在します。建物や土地、塀などの廃屋、廃墟と呼ばれるものなどはほかの自治体にとっても課題となり、様々な施策が要されています。

我が町では、空き家対策として解体費の助成金が予算化されています。その目的の一つには、放置され朽ちていく家屋を残さず、景観を守るためであると理解しています。また、令和元年には景観条例が制定されています。まずはこのみなかみ町景観条例につきまして、策定の経緯と概要、そして目的を簡単にご説明をお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 鈴木美香議員の質問にお答えをいたします。

町の景観計画は、平成29年にユネスコエコパークへ登録されたことを受け、自然環境の保護、保全を図りつつ人間社会と自然環境の共生を実践する地域としての役割を担い、これまで受け継がれてきた豊かな自然環境と生活文化が共生する風景を育み、質の高いまちづくりの実現を目指すものでございます。

景観計画とは、町全体を対象に、地域景観に影響を与える建築物等の景観づくりのルールに合った山岳・田園・市街地の3つのゾーンと、谷川温泉景観形成重点地区を4つに区分し、建築物、工作物等が景観形成にふさわしいものとなるよう届出が必要となり、対象行為を行うものであります。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

3番（鈴木美香君） 条例の中では、町の責務、町民の責務、事業者の責務、土地や建物の所有者の責務、来訪者への働きかけを明記しています。また、町、町民が一体となり、水源地としてふさわしい美しいみなかみの景観を未来へ引き継ぎ、心豊かで潤いのある暮らしを営むためにこの条例を定めると明記されています。

それでは、町長が望む我が町の景観について、条例以前にみなかみ町にどのような理想、未来像をお持ちか、お考えを、私が想像できるように町長のお言葉でお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 景観づくりを進めるに当たり目標とする将来像は、第2次総合計画の将来像であります「水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ」という将来像を考えています。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 水と森と未来を育むみなかみ町。町長のお言葉としてだと思うんですけども、一言で言うとやっぱり、私もそうなんですけど、ちょっとなかなか想像ができないというか、ざっくりし過ぎているのでちょっと具体的ではないのかななんて思っています。でも、水と森と未来を育むみなかみ町、未来像にするには幾つかの課題があると思います。

栄枯盛衰、時代が変わり、今は高齢化や後継者不足により、ただただ事業を閉めてしまうお店も少なくありません。そこで取り残されるのが看板です。看板、サインには様々な種類があり、目的や形態によって屋外広告物条例や建築基準法、景観条例や都市計画、道

路法など様々な関係法令に届出の必要なものや、設置基準が定められているものがあります。

それら屋外広告物の適正管理の意識啓発を図るために、今、まさに今なのですが、国では毎年9月1日から9月10日までを屋外広告物適正化旬間と設定し、そのホームページには景観との調和という目的だけではなく、安全点検に係る指針を示しています。そこには「地方公共団体による安全性の確認・指導が重要であります」と書かれています。

また、群馬県では今月30日までを屋外広告物美化キャンペーンとし、先ほどの法令の違反広告物の是正指導がなされています。今年度、沼田土木事務所が管轄するエリア内で、我が町においては対象になっている区間はありますが、かつては町内では広告禁止区域内の看板撤去という是正勧告を受けた事例もありました。県も、ホームページでは「屋外広告は景観の一部を形成しているという面から、美しいまちなみや良好な計画との調和が要求されており、さらに——ここが大事なんですが——通行人等への危険防止についても十分な配慮がなされなければなりません」としています。

屋外広告物、いわゆる看板など、それぞれの形態や材質、取付け方法、設置した時期などによって状況は異なりますが、風雨、雪害、日光等の自然環境における影響は大きく、気づかないうちに風化による部材の腐食、緩み、亀裂等が生じます。これら金属疲労やプラスチックの脆化による経年劣化などのほかに、今の建築基準に当てはまらないなどの人的な要因など、安全を脅かすものは多くあります。怖いことですが、これらは落ちる、倒れる、飛ぶといった事故にもつながりかねません。それらの管理不足は一瞬で信用を失い、町のイメージも損ないかねません。安全面でリスクの高いポールや建植看板、そで看板などの劣化による事故が起こる前に、安心・安全のまちづくりとして撤去、除去が必要になってきます。

町内の屋外広告物について、安全性の面での町長のお考えをお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 屋外広告物において、現在の町においては指導等できる条例や規則はございません。群馬県において、屋外広告物条例に基づいて広告物の良好な景観形成等の維持や公衆に対する危害の防止の2つの観点で規制を行っているというふうに聞いております。

その中で、群馬県が屋外広告物の設置に対して禁止物件、設置禁止区域、広告物の適用除外、許可基準等を定めておりますので、その条例に基づいて指導を行っていくというふうに聞いております。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 危険な屋外広告物に関して必要なものは調査だと思います。町の安全に必要な屋外広告物のリスクリサーチの実施についてはいかがでしょうか。古い看板だとしても、実は地域にとって風情があって残してほしいといったものもあると聞きました。地域にとって愛されている看板やシンボルになる看板、安全性が確認でき、観光客にとって紛らわしいものでなければ私は残していいと思っております。

ただ、現在、所有者不明、管理者、占有者が分からない看板が多く残っているのも事実

です。みなかみ町において、屋外広告物に関して所有者への確認や安全面の指導はなされているのでしょうか。もしされているのであれば、その方法、件数、その後の状況など併せて教えていただけますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 看板は個人の所有になりますので、町での安全性の調査等は現在行っておりません。公共的な観点から危険性がある場合においては、その物件に対して所有者に改善のお願いをすることはあると思います。

このようなことを含め、県との業務分担など、それぞれの物件において検証が必要でありますので、全ての広告物において安全性の調査等は現時点では行えないというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 平成27年2月、札幌でビルの外壁に留められた看板の一部が落下し、歩行者の頭部に当たり、重体となった事故が発生しました。国は屋外広告物の所有者に対し実効性のある点検の実施と、老朽化による倒壊、落下のおそれのある広告物の速やかな撤去、回収等適切な措置を講ずるよう指導することを地方公共団体に依頼するとともに、屋外広告物の落下等の事故が発生した場合の緊急の連絡体制を構築しました。また、過去の建設省の資料によりますと、屋外広告物許可申請提出後による事故が、申告されたものでも平成4年から16年の間に275件発生しています。

そのようなことを考えると、県が地方公共団体だと思うんですが、町でもやはり、先ほども申したとおり一瞬で信用を失う事故につながりかねませんので、町でも指導というのを、安全点検というものをしないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほど言いましたように、町においては屋外広告物について指導等をできる条例、規則、そういったものがございません。したがって、町独自でそういう規制やお願いをするということは、今の状態では無理だということです。県において屋外広告物条例がありますので、それに基づいて指導を行っていくというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 町長としては、調査は必要あるかないかというお考えはいかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私は、広告物そのものは個人の所有物ですから、個人の責任において危険であれば撤去していただくとか、そういうことはしていただく必要があると思います。ただ、今の現在の町でそういったものをやるとか、そういったことはちょっと考えられません。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 調査は必要ではあるけれども、そういう状況ではないという、町ではできないという状況だと思います。人員や経費、時間が必要なのは十分分かっています。でも、

町にとってやっぱり、町にとってというか町民にとって安心・安全なまちづくりの上で必要であれば、ぜひ行っていただきたいと思います。

確認なんです、古い看板、読めない看板、劣化し、撤去を必要とする柱やポールなど、町にとって景観及びイメージを損ないかねないものというのは必要か不必要かというお答えをお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ちょっとよく分からなかったんですけども、看板があるけれども字が何を書いてあるか分からないとか読めないとか、そういった看板が必要かどうかということで、それは町にとっては必要ないんじゃないですか。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 分かりました。ありがとうございます。

そのような不要広告物はやはり撤去していくべきだと私は考えております。それは路上空間の確保も目的になってきます。昨今の都市部において電線類地中化といったように、空をすっきりと見渡せることによる景観の改善と歩行者、通行者の安全確保といった目的を持って進められている場所もありますが、不要看板の撤去や除去は同じ効果があると言えるのではないのでしょうか。

そのために、町独自の屋外広告物に関する条例制定が必要かと思われま。県内では前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、藤岡、富岡、下仁田、中之条、川場村が独自の屋外広告物の条例を制定しています。条例を制定すれば、町主導で劣化を含め違反広告物に対して撤去の指導ができます。今後の10年、20年先のみなかみ町を考えて必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在は群馬県が屋外広告物の設置に対して、禁止物件とか禁止区域、広告物の適用除外、許可基準等を定めており、それに基づいて指導を行っているというふうに聞いています。この範囲で、現状足りているのかなという認識でいます。もしそれで足りない、これは町で条例をつくってもっと規制したほうが良いという声が多くなれば、それはそのときに検討していきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） その必要性があると思いながら、なかなか県が主導している中で町では進められていないというところですが、その必要の声が上がればやっぱりそういうことも検討していくというお答えだと確認させていただいてよろしいでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） このお話は、鈴木議員が一般質問で通告いただいて初めて知りました。ああ、こういう状況か。ほかの町民の方からこういった指摘を言われたことも全然ありませんでした。もし多くの町民の方がこういったことで困っているという情報があれば、それはその時点で検討していきたいと思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） ありがとうございます。

現在ご商売を続けている店舗では、国から小規模事業者持続化補助金などの活用によって看板の立て直しができます。その活用も、今回飲食店の方に話をしてみましたら知らない方が多く、もったいないなと思いました。このチャンスを周知し、新しい看板の立て直しでお店のアピールをしていただき、本来の看板としての役目であるご案内や信用でお店の活性化を、ひいてはコロナ終息後の観光業復活に向けた準備、町の活性化につながるよう促していただきたいのですが、町長はいかがお思いでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私もそういう補助金があると知らなかったんですけども、もしそういうふうな方でそういう利用希望者がいれば、それはどんどん利用してやっていただきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） ぜひ活用のほうを促していただきたいと思います。

閉店し存在しないお店や移転前の場所にある看板は、既に案内としての機能を失っているばかりか混乱の元となり、観光客に対して不親切で悪い印象を与え続けます。やはりきれいで安全で分かりやすい看板ほどおもてなしの気持ちが伝わり、本来の案内という機能が発揮できるのだと思います。

また、先ほど町長が必要性はあると感じるとおっしゃっていただいた調査で判明する、土台はしっかりしている看板、閉店してしまった看板に関して、みなかみ町からのおもてなしのメッセージなどを入れていただくというのはいかがでしょうか。使われなくなった看板に「ようこそ」とか「ここはユネスコエコパーク」とか「水源を守っています」とか「MINAKAMI HEART」とか、言葉を公募するなどして、1つではなく様々なすてきなメッセージが入った看板に変えていく。そこに町民参加のまちづくりとみなかみ町のイメージアップ、そして関係人口のさらなる交流ができると思いますが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今、町では必要な広告物と道路案内等は掲示しております。今回ご提案の管理ができない広告物を町が再利用するという場合については、看板の所有権及び屋外広告物条例に見合ったものか等の観点からも、それぞれのケースにおいて検討が必要であるのではないかとこのように思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 町として進めるのは、検討していくというのは難しいということですが、それでは、地域の方に働きかけるとかご協力していただくなど方法はいくらかでもあると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。



議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町内にどれだけ看板があるかは分かりませんが、使われていない看板を洗い出してそういったことに取り組むのはちょっと難しいかなというふうに……。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 町としてはやはり難しいということではありますが、民間からも私たちが投げかけて、みなかみ町をPRできるような看板に変えていただくような働きかけはしていきたいと思っております。

ちょっと撤去や除去の話に戻させていただきます。

先ほど町長は、古い看板、読めない看板、劣化し安全性を確保できない、撤去を必要とする柱やポール、景観を損なう屋外広告物など町には不要のものだと確認させていただきました。そこには撤去や除去が必要になってきます。でも、そこにはやっぱり費用がかかります。また、撤去に伴う業者の身元確認のために行政の介入が必要かと思いません。

先ほど申しましたが、小規模事業者持続化補助金など立替えの際は撤去費込みで助成金が対象になりますが、残念ながら撤去のみに使える国や県の補助金が見つかりませんでした。全額町民負担の撤去をお願いしても、高齢者はお金をかけられません。また、相続した世代にも負担がかかります。放置になることは目に見えています。

再度お伺いします。町としても防災の観点、観光の観点として、町民のご協力をいただきながら安心・安全なまちづくりを進めるために、撤去費用の補助は必要な予算計上すべきものだと思いますが、ご見解をお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） やはり危険な広告物等は自らが回収、及び不要な場合は撤去を行うことが原則だというふうに思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 自らがということなんです、その自らがという費用が用意できない現状があると思います。ほかの自治体では、看板の撤去に関して補助金を出す自治体もございます。先延ばしにすればするほど、劣化に関しては累積していきます。課題を後回しにせず、後世に押しつけるのではなく、行政としてもここに予算をつけることで町民と共にまちづくりをしていく姿勢を見せていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 看板を立てるときはご自分で立てたわけですよね。それは必要に迫られて立てたわけですね。それで、必要がないからそれを町が補助を出して撤去すると、それはちょっと考えが違うんだと思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） みなかみのきれいなまちづくりを守るためにそこに、撤去したいけれどもで

きない、費用がどうしてもかかってしまうという中での補助金の用意をしていただければという、もし全て全てその補助金を用意したからといって、使い切りというようなことではないと思うんです。町としてもそういうことをお手伝いしますよという予算というのは用意すべきではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今は看板の話だけですけれども、看板に限らずにこういったものっているものがあるんだと思うんですね。例えば建物であったりですとか、そういったものをじゃ撤去するのは、みんな町が補助金を出して撤去を手伝うんですかと。とてもじゃないけれどもそんなことはできないんだと思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） そこまではという話なんです、空き家対策で予算は補助をつけていますよね。それと同じような考えだと思うんです。どうしても住むために建てた家、それを撤去するために、住まなくなったから空き家を撤去します、それに補助をつけますというのと同じような考えだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） いや、空き家は壊すために補助金を出しているんじゃないと思いますよ。再利用するために補助金を出しているんですね。ですから、それを再利用してもらえますので、当然町にとってもメリットがあるわけですから補助金を出してもいいと思う。ただ撤去するだけの補助というのはいかがなものかなというふうに……。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） やはり撤去の必要なもの、看板に関して、あることで新しいきれいな看板、生きている看板が生かせない、十分その魅力を発揮できないということになると思います。正直、きつい言葉で言うと生きている看板、死んでいる看板というのがございまして、死んでいる看板はやはり排除というか撤去していくべきかなと私は個人的に思っており、そこに町の補助というのもしていただけたらなと思って一般質問させていただきました。

時間の関係で、2つ目の質問になります。

通告書では「街灯の増設で安心できる町づくりを」とさせていただきます。街灯は防犯灯、街路灯などを総称した言葉として使わせていただきます。

まずは町の防犯灯設置費補助事業についてご説明ください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 補助事業ですね。

（「はい」の声あり）

町長（鬼頭春二君） 本町の防犯灯設置補助制度については、平成26年5月にみなかみ町防犯灯設置補助金交付要綱を定め、夜間の防犯及び歩行者等の通行の安全を図るため運用を開始いたしました。この間、行政区において防犯灯の整備にご活用いただいておりますが、より利用しやすく、行政区のニーズに応えるため、平成31年3月に要綱の一部改正を行

い、本年度で改正から3年目を迎えたところです。

改正前は防犯灯の設置、または更新した経費の2分の1以内の額の補助としておりまして、上限額は防犯灯新規整備が3万円、防犯灯の更新が1万円の補助額でありました。これらの要綱を改正して、防犯灯整備経費に対して2分の1以内の額という要件の廃止を行い、新規の場合は4万円、更新の場合は2万円といたしました。利用しやすい補助制度となったことで、設置申請、設置箇所が増加をしております。令和元年度は18件25か所、令和2年度は11件33か所と推移をしております。

町が把握している防犯灯の設置数は約3,000基ほどであります。このうち町が設置をしているものが約380か所になります。そのほかについては、行政区等が設置しているものと考えております。

議員もご承知のとおり、防犯灯は設置後電気代などの継続した費用がかかります。この費用は各行政区の区費から支出をされております。このため、行政区の区議会などで議論され、区の要望として提出された防犯灯の整備について、町として補助金を支出しているところでございます。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 2019年度に補助金額の増額や要件の撤廃などを改訂し、申請件数は増えているということですが、増えているということは必要だということです。現在、防犯灯は行政区の管轄になっていますが、日が落ちると足元が見えなくなる間隔でしか設置されていない国道、県道、町道がいまだにあります。

現在、我が町において段差のない平らな歩道が幾つあるでしょうか。足元が見えないということは、けがや衝突の危険をはらんでいます。また、すれ違う他人の顔が見えない暗さというのは安心とは言えません。

過去5年間の町民アンケートを調べてみました。5年間、「町内の道路にどのような不便を感じていますか」という設問に、年代の差はありますが、町民の全体としてのトップスリーは変わりません。「道幅が狭い」「暗い」「歩道がない」です。残念ながら、既存の道路では道路の拡幅や歩道の確保などすぐに対応できないものがありますが、この「暗い」という町民のお答えに対して町ができることは何だと思えますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 防犯灯の設置については推進基準があります。警視庁が示した安全・安心まちづくり推進要綱によりますと、夜間において4メートル先の人の挙動、姿勢などが視認できる程度の照度が確保できるものというふうに記されています。今後も犯罪予防のために防犯灯の設置は増え続けると思いますが、適正な防犯灯の設置基準に従いまして必要以上のものは設置しない、不要なものは時々撤去し、経済性も考慮しながら理想的な防犯灯の設置の推進を要望していただくよう各区長さんに働きかけていきたいと思っています。

道路事業などにおいても防犯灯や街路灯の設置を行う場合があります。議員もご承知のこととは思いますが、防犯灯とは、安全対策として主に住宅地及びその周辺の防犯を目的とする照明灯のことです。街路灯は、夜間における道路状況、交通状況を的確に把握する

ために、交差点や橋などに設置する照明灯のことであります。

街路灯の整備は、町が工事を行う都市計画道路など大規模な道路に対してのみ設置をしております。一般的な町道においては、道路の改良、新設工事の際に防犯灯の設置要望がある場合や、電柱の移動、新設が生じるときなどに防犯灯のつけ替えが必要になることがあります。この際には必要に応じて工事を行っております。それには地域の行政区の区長さんと協議を行って、設置を行っているという状況でございます。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） アンケートにあったこの「暗い」という町民のお答えに対しては、答えは単純だと思うんです。明るくするということだと思います。町民の不便と感じているものが暗いことだということであれば、明かりの増設が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 防犯灯の設置は、道路等を利用する人以外への配慮も必要であります。例えば、田んぼの稲の生育不良を起こす光害や、明る過ぎて自宅に明かりが入り込み嫌がられるケースもあります。防犯灯は単に設置すればよいということではないと思います。地区住民の合意に基づき設置することが望ましいものでありまして、補助制度も行政等が一方的に設置場所を選定しないために創設しているところであります。

近年は女性や子供たちが安心して夜間の外出や往来ができるような防犯灯の整備の在り方なども念頭に置かなければならないと認識をしております。防犯灯の設置が必要な場合、行政区においていろいろな角度からの協議を行い、その判断により町に対して要望の提出をお願いしていただきたいというふうに思っております。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 今年度のアンケートでは、40代の女性から「街灯もつけてほしいです。何年も暗い夜道のままの暮らしなので、住みやすい環境にしてください」との自由回答があります。30代から40代の方が住みづらい状況と感じているなら、そのお子様世代も同じように感じています。住みづらいと思わせている現状を町長はどのように感じますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） まず、町民アンケートにご回答していただいた町民の皆様には感謝を申し上げます。このアンケートでご回答いただいたご意見は大変貴重なご意見だというふうに思っています。町民の皆さんの声は多種多様でありまして、様々なご意見がございますので、行政運営の中で参考にさせていただき、検討していきたいというふうに思います。

繰り返しとなりますが、防犯灯につきましては、行政区においてこの場所には防犯灯が必要なのではないかという協議がされた後に防犯灯の整備の要望が提出されてきますので、それらの状況を見定めて精査を行い、対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 住みやすくする、夜道を明るくするため明かりを増やすには幾つかの手段が

あると思います。先ほど町長もおっしゃっていただいた区の要望というのを拾い上げて、また、区の街灯設置を促すというのも一つだと思います。

この際、電気代が課題になりますが、脱炭素時代を目指すSDGs未来都市として「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」のゴール7の達成に向けて、実証実験としてソーラー発電を使って維持費、経費を抑えていくこともできるのではないのでしょうか。太陽光発電による街灯は停電時や災害時にも対応でき、避難時の行動にも有効です。現在開発が進み、技術的にも十分明るさが確保できる製品が多く、防犯や町民の安心のために導入をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町内の防犯灯の多くはLED化が進められているというふうに認識しています。このことによって電気料の低減が図られておりますが、1灯増えるごとに比例して維持管理の負担は増加をしていくことになります。

議員がご提案されるソーラー発電付きの防犯灯は、災害時の適応力やCO<sub>2</sub>の削減といった地球環境に優しいものであります。この太陽光発電技術は多くの災害現場で活用されており、平常時においても様々な現場のほうで活用がされております。SDGsの取組としても有意義なものであるというふうには思っております。

その反面、まだまだ各メーカーの1基当たりの価格はとても高価です。電気料はかからないものの、初期購入時のコストと定期的な蓄電池の交換、それから、メーカーによってその差があるみたいですが、機体寿命が約5年と言われております。交換の必要があるため、維持管理費に多額の費用が生じてまいります。財政状況などを踏まえた中で、災害発生時における停電対応として導入できるよう、調査研究を行っていく必要があると考えております。

また、防犯対策として、平成26年度から進めております防犯カメラの設置状況は、現在では町内に41か所設置をいたしました。犯罪の抑止等に大きな効果が得られています。設置数の増加を図りながら、太陽光発電付きの導入が可能か検討していきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 調査研究を重ねていただけるということで受け取りました。

また、道路の暗さを解消、道路というか歩道の暗さを解消するため、もう一つの取組として、歩道に面する個人宅や店舗看板や、先ほどお話しさせていただいた使われなくなった支柱を使って、しっかりと歩道を照らす光源を確保するという条件付で設置をしていただくことも、維持費のかからないソーラーライトであれば検討できるのではないのでしょうか。町民の皆様にご協力いただくの取組です。自分事にしていただくきっかけにもなるのではないかとと思いますが、いかが思いますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 防犯灯は夜間の街頭において犯罪を防止すること、犯罪に気づくことなど、目的の重要なアイテムというふうになりますが、防犯灯を設置してもほかの防犯対策を講

じないままでは、実際の犯罪の危険に対し無防備になり、かえって危険になることもあります。

防犯灯の設置に関しては、地域全体が安心して安全な生活が営めるよう、地域住民全員で考え、状況に応じた理想的な設置をお願いするところでありますので、個人宅や店舗看板のスペースに設置が必要であれば、まずは地域で話し合っていていただいて、そこから要望していただきたいというふうに思います。

異常気象による災害や多種多様な犯罪が多くなっております。ますます防災・防犯行政の充実が求められているところであります。引き続き町民の生命、財産を守り、安全・安心な生活を確保するための取組強化を図ってまいりますので、議員皆様にもご理解等をぜひお願いいたします。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） まず区のほうで検討していただきながら、ご協力いただきながら地域の防犯に取り組むことを町もご協力いただけるということでもよろしいでしょうか。

3つ目の質問です。

我が町はユネスコエコパーク登録から5年目を迎えています。令和3年度の町民アンケートで「あなたは町がユネスコエコパークに登録されたことを知っていますか」という設問がありますが、その結果から見て何が見えてきましたでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） みなかみユネスコエコパーク登録後の平成30年度から、町民アンケートの項目に、みなかみユネスコエコパーク、BRについて「登録されたことは知っている」「登録されたことと趣旨を知っている」「知らない」の設問があります。「登録されたことは知っている」「登録されたことと趣旨を知っている」を集計すると、平成30年度は88.7%、令和元年度88.3%、令和2年度88.4%、令和3年度が88.0%で、認知度は比較的高くなっています。

ただし、人と自然が共生する取組を行っている町民の割合は、平成30年度から令和2年度は15%前後で、令和3年度は質問の内容を具体化したため21%まで数値は上がりましたが、まだ低いものと感じております。

自然と共生する取組は、町民の皆さんはふだんから何かしら行っているものと考えますので、アンケートの問いかけに具体例を加えるなどして町民が自然と共生する取組を引き出すとともに、自然との共生の啓発に努めていきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） そうですね。守る、広める、生かす取組においては1割から3割の方しか取り組んでいないという結果が出ています。これは、知っているけれどもよく分からないというのが顕著に表れている気がします。では、どうしたら守り、広め、生かすことができるのかを考えたときに、いかに自分事にできるかだと思います。

SDGs未来都市に関しても同じことが言えます。二、三年前はあまり周知されなかつ

たこの言葉ですが、これだけ広がったのはきっかけがあったからです。これはユネスコエコパークやSDGs未来都市という言葉が目に入る状況が多くなったことだと思います。そのために、みなかみ町がユネスコエコパークに認定された町だということを町内外の皆様に周知、認知していただくために、一つのきっかけとして、町境の県道、国道、町道沿いにウエルカムサインの設置が有効ではないかと思います。

以前、登録の際にはみなかみユネスコエコパークという横断幕を様々な場所で目にしましたが、今は車で走っていてもその横断幕を学校周辺ぐらいいく見ることがありません。ほかに町内でユネスコエコパークの文字を掲げているところはありますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） みなかみBR登録後、エコパーク推進課において看板とかサインに関する計画の検討は行った経緯があります。当時の考え方としては、みなかみBRの推進プランを作成した上で看板、サイン計画に取り組む考えがあったため、先送りとなりました。

推進プランは現在、推進指針に改め、具体的な活動指針を簡潔に分かりやすく示すものとして現在作成中です。推進指針は間もなく完成できる予定でありますので、再度BRの看板、サインに関する計画を他のBRの計画等を参考に、計画等を踏まえながら作成し、設置に向けて取り組んでいきたいというふうに思っています。これ、他のBRの看板の設置状況とかそういうものは……いいですか、はい。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 日本ではまだまだユネスコエコパークという言葉はメジャーではありません。だからこそ今、可視化すべきだと思います。刷り込みが必要です。

今日私はバッジをつけてきたんですが、今ぱっと見る限り、ちょっと課長の胸にユネスコエコパークのバッジがついていないなんて思いながら、ちょっと残念だななんて思っておりました。

ユネスコエコパークという言葉、「パークによろこそ」というだけではなく、「水の源・みなかみ町へお帰りなさい」でもいいと思うんです。シンボルメッセージによる町に入った特別感、住民の誇りの町として意識づけられ、進学や就職で町を離れた子供たちに帰ってきた感が生まれます。町を訪れる観光客には特別な場所としてイメージが付き、数多くの温泉をはじめ四季折々に体験できるアクティビティ、おいしい食事でみなかみ町を丸ごと楽しんでいただけるようなパーク感を感じていただけるようにするのがいいです。そして、共に水や自然を意識して、大切にしていけるようにしていきたいと思っております。

住民の皆様には、「ユネスコエコパークってそもそも何だっけ」といった会話から始まり、そこから認知、さらにユネスコエコパークのキャストとしての取組をしていただきたいと思っております。みなかみ町に入った、ユネスコエコパークに入ったという特別感を感じてもらえると、ちょっとした可視化により意識は大きく変わり得ますので、一つの目標を提示していくきっかけにウエルカムサインの設置は有効だと思います。その推進に取り組んでいただけるということで、実際に設置に向けてはいかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほどの話をさせていただきますと、推進指針の中で、看板やサインはどういったものを作っていくかという指針をつくりたいということで、その中で決まり次第、設置に向けて取り組んでいきたいというふうに思っています。

ただ、看板とかサインはBRの町という第一情報の認識にしかならないというふうに思っています。BRの制度とか趣旨を理解していただくには別の方法、例えばパンフレット、インターネットによる情報発信、研修会とか環境学習などによる啓発が必要だというふうに思っています。

特に、みなかみ町の未来を担う子供たちへのみなかみBRを生かした環境学習会は重要であるというわけで、ここ何年かやっておりますけれども、BRやSDGsに関する事業や体験活動の機会を通じて、みなかみ町を誇りに思い、町を愛する気持ちを育ててもらえるよう、力を入れて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 子供たちへの教育というのが本当に有効であると私も考えます。親のほうが知らないというのはあり得ますので、子供たちから親が学習する、学ぶということは本当に大きいことだと思います。

今、風の時代、変化の時代をチャンスと捉えて、このほかにも皆様には屋外広告を使ったアイデアがたくさんあると思います。ほかにも自治体として農業、商業、観光の共通言語である屋外広告の有効活用を推進すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 屋外広告というのはあまり、私、ここに何々がありますよとか、そういう看板は当然、これから先何キロに何々がありますよとか、そういった屋外看板というのは必要だと思いますけれども、ここはユネスコエコパークの町ですと、それを町の入り口に1か所作る、それはいいかもしれない。エコパークはどういうものですよとか、そういう、そこまでの看板というのはかえって部分的になって、例えば公園の中に設置するとかということであれば皆さんに読んでいただけるかなというふうな気がしますが、道路沿いに作るとか、そういうのはちょっと考えたほうがいいんじゃないのかなという気がしています。

ですから、先ほども言いましたように、ロゴマークとかいろんなものを考えて、考えられるところに、なるべく町民の目に触れるようなところに、効果的な、効果が出るような場所に設置を考えていきたいなというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 美しいみなかみ町で屋外広告を乱立させようというわけではありません。私もみなかみ町がユネスコエコパークだという場所をもうちょっと認知していただく、車で訪れた方が通り過ぎるんじゃないなくて、ここは、ああ、そういう場所なんだというのを感じてもらえる、そんな広告効果をしていただけるよう、有効利用していただけたらと思っ



て今回の一般質問をさせていただきました。

本日、全てまちづくりのハード面に直結するものです。本日の一般質問は全てハード面です。繰り返しますが、新しい看板による案内は町の活気を促し、最新の情報は安心感、信用を生み出します。町内外に住む人にとって、みなかみ町をアピールする絶好の効果を生み出すため、まずは広告というか屋外広告物の調査が必要かと思っております。不要看板の撤去費用の助成も必要かとは個人的に思います。町の玄関口にウエルカムサインとこのを進めるとい話もお伺いしました。そして、防災に強い街灯で明るいまちづくりを私は進めていくべきだと思っております。

最後に、今回、課題を後回しにせず、後の世代の宿題に押しつけるのではなく、今整えていくのが大事だと思っております。みなかみ町で育った子供たちが帰ってきたい場所になっているようにしなくてはならない。私たちの責任を目に見える形にできることを期待しております。町長、最後に一言お願いします。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） いろんなものを貴重な財源を使って整備していく。ですから、将来に遺恨を残さないような形で整備していきたいと思っております。やはり子供たちにこういったものを残しておいてよかったと思われるようなものを、ぜひ行政の力でつくっていききたいというふうに思っています。

議 長（山田庄一君） 鈴木君、時間となりました。

（3番 鈴木美香君登壇）

3 番（鈴木美香君） これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（山田庄一君） これにて、3番鈴木美香君の質問を終わります。

---

散 会

議 長（山田庄一君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日9月8日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（14時43分 散会）